

答申第 708 号

平成 31 年 2 月 5 日

神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷 次郎 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 金子 正史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 12 月 21 日付けで諮問された特定学校に関する体罰報告書一部非公開の件（諮問第 781 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定学校に関する体罰報告書のうち、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成29年8月24日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、特定学校に関する体罰報告書について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成29年9月6日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年10月19日付けで、平成24年4月6日付け特定A学校に係る体罰に関する事故報告書（以下「A文書」という。）、同年5月21日付け特定B学校に係る体罰に関する事故報告書（以下「B文書」という。）、同月22日付け特定C学校（高等学校）に係る体罰に関する事故報告書（以下「C文書」という。）、同日付け特定D学校（小学校）に係る体罰に関する事故報告書（以下「D文書」という。）、同年6月14日付け特定E学校に係る体罰に関する事故報告書（以下「E文書」という。）、同年7月25日付け特定F学校に係る体罰に関する事故報告書（以下「F文書」という。）、同月30日付け特定G学校に係る体罰に関する事故報告書（以下「G文書」という。）及び同月27日付け特定H学校に係る体罰に関する事故報告書（以下「H文書」という。）

（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表1に掲げる情報について、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報若しくは識別され得る情報又は個人の心身の状況等に関する情報であり、個人の人格と密接に関係するものであって、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある」情報に当たるとして、条例第5条第1号本文を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年11月19日付けで、教育委員会に対し、行政不服

審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 関連する裁判例について

神戸地方裁判所平成22年9月14日判決、大阪高等裁判所平成18年12月22日判決、同平成23年2月2日判決等（以下「関連裁判例」と総称する。）においては、「通常他人に知られたくない情報」は個人情報として非公開とすべきとする特定条例の下にあって、教員が学校において行った体罰については、「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、「通常他人に知られたくない情報」と認められる公務員のプライバシーではないとされている。個人情報の定義について、関連裁判例の被告となった自治体と同様のいわゆる「プライバシー型」と言われる定めをしている自治体では、体罰に関する報告書上の学校名、校長名、体罰を行った教員名等は原則として公開されており、非公開とされているのは、被害を受けた児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部に過ぎないものである。

また、近年では、個人情報の定義について、関連裁判例の被告となった自治体とは異なる、いわゆる「個人識別型」と言われる定めをしている自治体を含め、多くの自治体の情報公開審査会等において、関連裁判例を踏まえ、体罰に関する報告書上の学校名、校長名、体罰を行った教員名等の公開を求める答申が出されている。

一定の条例解釈や法的争点について判断が示されている場合、第一に行政が従うべきは、自身の独自の条例解釈ではなく、司法判断であることは言うまでもない。

#### (2) 条例第5条第1号該当性について

ア 教員が学校において行った体罰に関する情報については、当該教員の氏名を含め、前記(1)のとおり、関連裁判例において、「通常他人に知られたくない情報」に当たる公務員のプライバシーではないとされてお

り、「職務の遂行に関する情報」とされていることから、本件行政文書に記載された体罰を行った教員（以下「本件教員」という。）の氏名等は、条例第5条第1号ただし書ウにより公開されなければならない。

また、本件教員の氏名が公開されるべきである以上、本件教員を識別し得る情報についても公開されなければならない。

イ この点、実施機関は、本件行政文書は懲戒処分に関する文書であると説明しており、これは、教員が体罰を行ったという情報は、公務員の個人の評価等にかかわる私事に関する情報であるという説明と解されるが、かかる説明は関連裁判例により否定されている。また、教員が懲戒処分等を受けたことは、保護されるべきプライバシーであることから、体罰に関する報告書上の氏名を公開すると、別に公表されている懲戒処分等の情報と照らし合わせることにより、当該教員が懲戒処分等を受けたことも明らかになるため、非公開とすべきとする実施機関の説明についても、関連裁判例により否定されている。

そもそも、体罰に関する報告書自体に懲戒処分等の内容は記載されておらず、他の文書によって懲戒処分等の内容を公表しているとすれば、それは実施機関の判断により公表したものなのであるから、体罰に関する報告書上の教員の氏名を公開することそれ自体がプライバシーの侵害にならず、実施機関が本件処分の非公開の理由として条例第5条第1号本文を挙げることも自体が不当である。

ウ また、実施機関は、「心情の吐露」、「自己の責任」、「見解」等といった名目で体罰の当事者の発言の多くを非公開としているところ、条例第5条第1号本文では、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる旨規定しているが、かかる条項が適用されるのは、個人のカルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られるのであり、濫用されると危険な条項であるだけに、その適用は慎重に判断されるべきである。

エ なお、関連裁判例において、非公開が適法と認められているのは体罰の被害を受けた児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所等ごく一部に過

ぎないものである。関連裁判例は、個人を特定するための「他の情報」については、いわゆる「一般人基準」を採ることを求めており、体罰を行った教員の氏名を公開することで、被害を受けた児童生徒等が識別されるという考え方は否定されている。

#### 4 実施機関（教育局行政部行政課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における説明に基づき整理すると、条例第5条第1号本文に該当するとして別表1に掲げる情報を非公開とした本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 別表1の $\alpha$ 欄に掲げる情報について

別表1の $\alpha$ 欄に掲げる情報は、本件教員に関する情報である。

##### ア 別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報

##### (ア) 条例第5条第1号本文該当性

別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報は、本件教員の氏名等の情報であり、本件教員が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

##### (イ) 条例第5条第1号ただし書該当性

##### a 公務員の氏名の条例第5条第1号ただし書該当性

公務員の氏名について、神奈川県職員（警部補以下の警察官の氏名を除く。）については、職員録等で原則としてその氏名が公表されていることや、従来、条例の施行と同時に廃止された神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項第1号イ「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」の規定に基づき原則として公開していたことにかんがみ、通常の職務遂行の過程に係る情報として記載されている限り、条例第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、原則として公開すべきものと解され、他の公務員等の氏名についても同様であると解される。

したがって、公務員の氏名が識別できる、又は識別され得る情報

は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているか、すなわち、同号ただし書イに該当するか否かにより公開又は非公開を判断すべきものである。

b 懲戒処分等がなされた教員の氏名

以上を踏まえると、教員は公務員であり、その氏名については、職員録、学校要覧等により公表されていることから、通常の職務遂行の過程としてその氏名が記載されている限り、条例第5条第1号ただし書イに該当し公開すべき情報である。

しかし、教員の氏名が、懲戒処分等の被処分者の身分取扱いに関する情報として記載されたものである場合にあっては、これらの情報は、被処分者の通常の職務遂行の過程における情報とは認められず、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イには該当せず、非公開とすべきものであると解される。

もっとも、このような懲戒処分等がなされた教員の氏名であっても、懲戒処分等の実施に伴い、その氏名が公表されている場合には、その氏名は慣行として公にされている情報であると評価することができるため、例外的に同号ただし書イに該当するものと解される。

c 実施機関の懲戒処分等の公表基準

この点につき、実施機関は「懲戒処分等の公表基準」（平成18年9月15日神奈川県教育委員会）により、懲戒処分等があった際の公表内容について定めている。

当該基準においては、懲戒処分等の対象となった教員の氏名が公表されるのは、「懲戒免職となった場合又は懲戒免職以外の処分で社会的影響が大きいと認められる場合に限る。ただし、被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合又は児童・生徒に対して教育上特に配慮を要する場合を除く。」とされ、原則として懲戒免職となった場合に限り、その氏名が公表されることとなる。

d 本件教員の懲戒処分等の状況

本件教員については、8名のうち4名が地方公務員法上の懲戒処

分を受けているが、いずれも、前記「懲戒処分等の公表基準」で規定する氏名が公表される基準には至らなかったことから、事案の概要や所属する学校名、職名、年齢、性別、処分内容及び処分日は公表されているものの、その氏名は公表されておらず、今後、公表される予定もない。その他の4名については、実施機関において人事上の措置を受けているが、懲戒処分を受けた4名と同様に事案の概要等は公表されているものの、その氏名は公表されておらず、今後、公表される予定もない。

e 本件行政文書におけるあてはめ

以上を前提とすると、本件教員は、前記dのとおり、いずれも地方公務員法上の懲戒処分又はそれに至らない人事上の措置を受けているため、その氏名は通常の職務遂行の過程として記載されたものではなく、当該教員の身分取扱情報としての性質を有するものであると認められる。したがって、本件教員の氏名については、前記b中段のとおり、条例第5条第1号ただし書イに当たらないものである。もっとも、かかる場合にあっては、前記b後段のとおり、懲戒処分等に伴い、当該教員の氏名が公表されている場合には、例外的に同号ただし書イに該当し、その氏名を公開すべきこととなるが、前記c及びdのとおり、本件教員は、いずれも懲戒処分等に伴いその氏名を公表されていないことから、別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報は同号ただし書イには該当しないものである。

また、これらの情報は、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しない。

イ 別表1の $\alpha - 2$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha - 2$ 欄に掲げる情報は、本件教員の担当教科、当該教員が顧問となっている部活動等に関する情報である。

これらの情報は、一般に閲覧可能な学校要覧等と照らし合わせることにより、当該教員の氏名が識別され得ることから、前記アと同様の理由により条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当

しない。

ウ 別表 1 の  $\alpha - 3$  欄に掲げる情報

別表 1 の  $\alpha - 3$  欄に掲げる情報は、本件教員が心情、自己の責任等を述懐している部分である。

条例第 5 条第 1 号本文では、プライバシーであるかどうか不明確であるものを含めて、個人に関する情報は、原則として非公開とする措置を講じており、個人の思想、心身の状況等に関する情報であり、個人の人格と密接に関係するものについては、本来、個人の内面に留まるべきであるものであることから、個人識別性の有無にかかわらず、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとしている。

よって、別表 1 の  $\alpha - 3$  欄に掲げる情報は、本件教員が心情、自己の責任等を述懐したものであることから、個人の思想、心身の状況等に関する情報であり、個人の人格と密接に関係するものであるため、同号本文に該当する。また、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(2) 別表 1 の  $\beta$  欄に掲げる情報

別表 1 の  $\beta$  欄に掲げる情報は、本件教員に関係する他の教員（以下「関係教員」という。）に係る情報である。これらの情報を公開すると、一般に閲覧可能な学校要覧等と照らし合わせることにより、本件教員が識別されることから、前記(1)イにおいて、別表 1 の  $\alpha - 2$  欄に掲げる情報を非公開とした理由と同様の理由により、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。また、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(3) 別表 1 の  $\gamma$  欄に掲げる情報

別表 1 の  $\gamma$  欄に掲げる情報は、本件教員が所属する学校の校長が見解、心情、自己の責任等について述べた部分である。

これらの情報は、前記(1)ウと同様の理由により、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。また、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(4) 別表 1 の  $\delta$  欄に掲げる情報



別表 1 の  $\delta$  欄に掲げる情報は、本件教員の体罰により被害を受けた児童生徒及びその保護者に関する情報である。

ア 別表 1 の  $\delta - 1$  欄に掲げる情報

別表 1 の  $\delta - 1$  欄に掲げる情報は、本件教員の体罰により被害を受けた児童生徒の名前及び生年月日並びにその保護者の氏名である。これらの情報については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。また、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

イ 別表 1 の  $\delta - 2$  欄に掲げる情報

別表 1 の  $\delta - 2$  欄に掲げる情報は、被害を受けた児童生徒又は保護者の見解、心情等に関する情報である。これらの情報については、前記(1)ウと同様の理由により、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。また、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(5) 別表 1 の  $\varepsilon$  欄に掲げる情報

別表 1 の  $\varepsilon$  欄に掲げる情報は、体罰を目撃した児童生徒に関する情報である。

ア 別表 1 の  $\varepsilon - 1$  欄に掲げる情報

別表 1 の  $\varepsilon - 1$  欄に掲げる情報は、本件教員の体罰を目撃した児童生徒の氏名である。かかる情報については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。また、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

イ 別表 1 の  $\varepsilon - 2$  欄に掲げる情報

別表 1 で  $\varepsilon - 2$  欄に掲げる情報は、体罰を目撃した児童生徒の見解、心情等に関する情報である。これらの情報については、前記(1)ウと同様の理由により、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。また、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書は、特定年度の特定 8 学校に

おける体罰に関する報告書である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる」と規定している。

もつとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

そこで、別表1に掲げる情報の同号該当性について、以下、検討する。

ア 別表1のα欄に掲げる情報

(ア) 条例第5条第1号本文該当性

実施機関は、別表1のα欄に掲げる本件教員の情報のうち、α-1欄に掲げる情報については当該教員が識別される情報として、α-2欄に掲げる情報については当該教員が識別され得る情報として、α-3欄に掲げる情報については、公開することにより、当該教員の個人の権利利益を害する情報であるとして、それぞれ条例第5条第1項本文に該当する旨説明している。

当審査会が確認したところ、本件行政文書は、特定年度の特定8学校における体罰に関する報告書であつて、いずれも本件教員の氏名とともに、年齢、性別、担当教科、校務分掌等の属性が明記された上で、体罰が行われた状況、当該教員の自らが行った体罰に関する見解、心情等が記載されていることにかんがみれば、別表1のα-1欄、α-2欄及びα-3欄に掲げる情報のいずれも、当該教員が識別される情

報であると認められる。

よって、別表1のα欄に掲げる情報は、特定の個人が識別される情報として同号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性

この点、審査請求人は、関連裁判例を引用しながら、体罰を行った教員の氏名は、条例第5条第1号ただし書ウに該当するため公開すべき旨主張するため、かかる主張の当否を含め、以下、別表1のα欄に掲げる情報の同号ただし書該当性について検討する。

a 公務員の氏名の条例第5条第1号ただし書該当性

(a) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性

条例第5条第1号ただし書ウは、個人に関する情報であっても、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」は公開すべき旨を規定するが、教員の氏名といった公務員の氏名が公務員等の職に係る情報でないことは明らかであり、また、ここにいう「当該職務遂行の内容に係る情報」とは、公務員等が分掌する職務を遂行する場合における情報、すなわち、行政処分その他公権力の行使に係る情報、職務として出席した会議における発言等を指すものであって、これに公務員等の氏名は含まれないことも明らかである。

よって、公務員等の氏名は同号ただし書ウに当たるものではなく、体罰を行った教員の氏名についても、同号ただし書ウに当たるものではないと判断する。

この点、審査請求人は、関連裁判例において、体罰を行った教員の氏名は、「公務員の職務の遂行に関する情報」として公開されている旨主張している。

当審査会が確認したところ、関連裁判例にあつては、非公開とされる個人情報について、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの又は特定の個人が識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

と特定自治体の条例上定められている中であって、「通常他人に知られたくないと認められるもの」とは、社会通念に照らし、他人に知られたくないと思うことが通常であると認められる情報をいい、特定自治体の条例の趣旨にかんがみれば、「公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、条例にいう「個人」に当たるとを理由に非公開情報に当たるとはいえないと解するのが相当である」として、教員が学校において行った体罰は、「公務員の職務の遂行に関する情報」に該当するため公開すべき旨を判示していることが認められる。

このように、かかる関連裁判例にあつては、特定自治体の条例の趣旨を踏まえ、「通常他人に知られたくないと認められるもの」を非公開とする旨の規定から、解釈により、「公務員の職務の遂行に関する情報」はこれに含まれないことを導き出し、かかる「公務員の職務の遂行に関する情報」に、体罰を行った公務員の氏名も含まれるとされている。

他方、条例にあつては、非公開とされる個人情報はこのようないわゆる「プライバシー型」の定めではなく、「個人識別型」の定めをした上で、公開すべき情報とされる「公務員の職務遂行に関する情報」を、同号ただし書ウにおいて「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、『当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報』」と明定しているのであつて、関連裁判例とは、判断の前提となる規定の内容に差異があり、関連裁判例の判示をそのまま援用することは不適切であると言わざるを得ない。

よつて、この点に関する審査請求人の主張は採用することができない。

(b) 条例第5条第1号ただし書イ該当性

a' 総論

実施機関が説明するとおり、公務員の氏名について、神奈川県  
の職員（警部補以下の警察官の氏名を除く。）にあつては、職員

録等で原則としてその氏名が公表されていることや、従来、条例の施行と同時に廃止された旧条例第5条第1項第1号イ「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」の規定により原則として公開していたことにかんがみれば、通常の職務遂行の過程に係る情報として記載されている限り、条例第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると解され、他の公務員等の氏名についても、これと同様であると解される。

b' 懲戒処分等がなされた公務員の氏名

もともと、懲戒処分等がなされた公務員の氏名は、公務員等の氏名であっても、懲戒処分等の被処分者の身分取扱いに関する情報として記載されたものであり、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、条例第5条第1号ただし書イには該当せず、非公開とすべきものであると認められる。

しかしながら、このような懲戒処分等がなされた公務員の氏名であっても、懲戒処分等の実施に伴い、その氏名が公表されている場合には、なお、その氏名は慣行として公にされている情報であると評価することができるため、例外的に同号ただし書イに該当すると解される。

c' 実施機関における懲戒処分等の公表基準

そこで、実施機関が定める「懲戒処分等の公表基準」（平成18年9月15日神奈川県教育委員会）について、当審査会が確認したところ、懲戒処分等の対象となった公務員の氏名が公開されるのは、「懲戒免職となった場合又は懲戒免職以外の処分で社会的影響が大きいと認められる場合に限る。ただし、被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合又は児童・生徒に対して教育上特に配慮を要する場合を除く。」とされ、実施機関において、懲戒処分等を受けた教員の氏名が公表されるのは、原則として懲戒免職となった場合に限られていることが認められる。

d' 本件教員の懲戒処分等の状況

当審査会が確認したところ、本件教員8名については、うち4名が地方公務員法上の懲戒処分を受けていることが認められるが、いずれの者も、氏名が公表される程度の処分には至らなかったため、事案の概要や所属する学校名、職名、年齢、性別、処分内容及び処分日は公表されているものの、その氏名は公表されておらず、今後、公表される予定もなく、また、その他の4名についても、実施機関において人事上の措置を受けているが、懲戒処分を受けた4名と同様に事案の概要等は公表されているものの、その氏名は公表されておらず、今後、公表される予定もないことが認められる。

e' 本件におけるあてはめ

以上を前提に本件を見ると、本件教員は、いずれも公務員であって、神奈川県等が発行する職員録や学校要覧において、その氏名が公表されていることが認められるものの、前記d'のとおり、いずれの者にあっても、それぞれが行った体罰を理由に、地方公務員法上の懲戒処分又はそれに至らない人事上の措置を受けているため、本件教員の氏名は通常の職務遂行の過程として記載されたものではなく、その身分取扱いに関する情報としての性質を有するものであると認められる。

もっとも、懲戒処分等に伴い、本件教員の氏名が公表されている場合には、前記b'後段のとおり、例外的に条例第5条第1号ただし書イに該当し、その氏名を公開すべきものと解されるが、前記d'のとおり、本件教員は、いずれも懲戒処分等に伴ってその氏名は公表されていないことから、その氏名は、身分取扱いに関する情報として公表されておらず、また、公表することが予定されているものでもないことから、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(c) 条例第5条第1号ただし書ア及びエ該当性

本件教員の氏名は、その内容及び性質にかんがみれば、条例第

5条第1号ただし書ア及びエに該当しないことは明らかである。

よって、これらの者の氏名は同号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないと判断する。

(d) まとめ

以上から、別表1の $\alpha$ 欄に掲げる情報のうち、本件教員の氏名は、公務員の氏名ではあるものの、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

b その他の情報

別表1の $\alpha$ 欄に掲げる情報のうち、公務員の氏名、すなわち、本件教員の氏名以外の情報について、当審査会が確認したところ、懲戒処分を受けた4名分の本件教員の年齢については、前記a(b)d'のとおり、懲戒処分に際して公表されていることが認められるため、前記a(b)b'後段のとおり、条例第5条第1号ただし書イに該当し公開すべきものであるが、その余の情報については、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと認められる。

よって、別表1の $\alpha$ 欄に掲げる情報のうち、本件教員の氏名以外の情報にあつては、懲戒処分を受けた4名分の本件教員の年齢は、同号ただし書イに該当するため公開すべきであるが、その余の情報については同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第6条第2項該当性

前記(イ)のとおり、別表1の $\alpha$ 欄に掲げる情報は、懲戒処分を受けた4名分の本件教員の年齢を除き特定の個人を識別できる情報として非公開とすべきものと解されるが、当審査会が確認したところ、これらの情報にあつても、本件教員の氏名、一般に閲覧可能な学校要覧等と照らし合わせることにより当該教員の氏名に結び付く情報及び本件教員が行った体罰について本件教員が聴取を受けた内容、すなわち、別表2の $\alpha$ 欄に掲げるものを除いた別表2の $\delta$ —3欄及び別表3の $\alpha$ 欄に掲げる情報については、公開したとしても、当該教員の権利利益が害されないものであると認められる。

よって、懲戒処分を受けた4名分の本件教員の年齢を除いた別表1の $\alpha$ 欄に掲げる情報のうち、別表2の $\delta-3$ 欄及び別表3の $\alpha$ 欄に掲げるものについては、条例第6条第2項の規定に基づき部分公開すべきであるが、別表2の $\alpha$ 欄に掲げるものについては、なお、条例第5条第1号本文に該当するものとして非公開とすべきと判断する。

イ 別表1の $\beta$ 欄に掲げる情報

(ア) 条例第5条第1号本文該当性

この点について、実施機関は、別表1の $\beta$ 欄に掲げる情報は、関係教員に係る情報であるものの、公開することにより、一般に閲覧可能な学校要覧等と照らし合わせるにより、本件教員を識別できることとなるため、条例第5条第1号本文に該当する旨説明するが、当審査会が確認したところ、別表1の $\beta$ 欄に掲げる情報は、本件教員による体罰について、それを目撃した関係教員の氏名又は聴取を受けた関係教員に係る情報であると認められることから、当該関係教員が識別できる情報として、同号本文に該当するものと判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性

前記(ア)のとおり、別表1の $\beta$ 欄に掲げる情報は、本件教員による体罰について、それを目撃した関係教員や聴取を受けた関係教員に係る情報であるところ、体罰といった公務員の非違行為に係る関係者からの事情聴取に関する当該関係者の氏名及び聴取の内容については、当該公務員に分掌された職務遂行の内容に合致するものとは言えないため、条例第5条第1号ただし書ウには該当しないと解される。

また、当審査会が確認したところ、かかる情報は現に公にされておらず、公表が予定されているものでもない認められるため同号ただし書イにも該当しないと解される。

さらに、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、別表1の $\beta$ 欄に掲げる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第6条第2項該当性



次に、別表1のβ欄に掲げる情報について、条例第6条第2項の規定による部分公開の検討を行うと、当該情報は、関係教員から見た当事者の人物像、さらには、体罰を受けた児童生徒の感情や心情を吐露した記述が含まれるなど、通常、他人に知られることを忌避する性質の特定個人の機微にわたる私的な情報であり、特定の個人を識別できる部分を除いたとしても、これを公にすることにより、なお特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、また、公開することにより、関係教員から率直な聴取ができなくなるおそれもあるため、部分公開することはできないと判断する。

ウ 別表1のγ欄に掲げる情報

(ア) 条例第5条第1号本文該当性

この点について、実施機関は、別表1のγ欄に掲げる情報は、体罰を行った教員が所属する学校の校長が見解、心情、自己の責任等について述べた情報であることから、公開することにより、当該校長の個人の権利利益を害する情報であるとして、条例第5条第1号本文に該当する旨説明する。

当審査会が確認したところ、別表1のγ欄に掲げる情報は、当該校長の見解等であることが明記された上で記載されたものであり、一般に閲覧可能な学校要覧等により校長の氏名は明らかとなっていることに照らせば、当該校長が識別される情報として、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性

当審査会が確認したところ、別表1のγ欄に掲げる情報は、校長が見解、心情、自己の責任等を述べた部分であるものの、その内容は、各校長が所属する学校において発生した本件教員による体罰事故への対応の一環として行われた、社会通念上、一般に行われるべきと解される事案の説明、謝罪、再発防止の考え方等を表明したものに過ぎないことが認められる。そして、校長は、学校教育法第37条第4項等の規定に基づき、校務をつかさどり、所属職員を監督するとされていることにかんがみれば、このような体罰事故への対応も、当然に校長が

分掌する職務であり、当該対応の一環として行われた事案の説明等は職務遂行の内容に係る情報であると認められる。

よって、別表1のγ欄に掲げる情報は、同号ただし書ウに該当すると判断する。

エ 別表1のδ欄に掲げる情報

(ア) 条例第5条第1号本文該当性

この点について、実施機関は、別表1のδ欄に掲げる情報は、本件教員の体罰により被害を受けた児童生徒又はその保護者の情報であり、そのうち、δ-1欄に掲げる情報は当該児童生徒及びその保護者が識別される情報として、δ-2欄に掲げる情報は公開することにより当該児童生徒又はその保護者の個人の権利利益を害するおそれのある情報として、それぞれ条例第5条第1号本文に該当する旨説明している。

しかしながら、当審査会が確認したところ、別表1のδ欄に掲げる情報については、いずれについても、本件教員の体罰により被害を受けた児童生徒又はその保護者の氏名が明記された上で、当該児童又はその保護者の見解等が記載されており、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、同号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性

当審査会が確認したところ、別表1のδ欄に掲げる情報は現に公にされておらず、公表が予定されているものでもない認められるため条例第5条第1号ただし書イにも該当しないと解される。また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しないことも明らかである。

よって、別表1のδ欄に掲げる情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第6条第2項該当性

前記のとおり、別表1のδ欄に掲げる情報は、本件教員による体罰を受けた児童生徒又はその保護者が識別できる情報として非公開とすべきものと解されるが、当審査会が確認したところ、これらの情報にあっても、当該児童生徒及びその保護者の氏名並びにこれらの氏名に

結び付く情報又は当該児童生徒がその心情を吐露したもの、すなわち、別表2の $\delta - 1$ 欄及び $\delta - 2$ 欄に掲げる情報を除いた別表3の $\delta$ 欄に掲げる情報については、公開したとしても、当該児童生徒の権利利益を害するものではないと認められる。

よって、別表1の $\delta$ 欄に掲げる情報のうち、別表3の $\delta$ 欄に掲げる情報については、条例第6条第2項の規定に基づき部分公開すべきものであるが、別表2の $\delta - 1$ 欄及び $\delta - 2$ 欄に掲げる情報については、なお、条例第5条第1号本文に該当するものとして非公開とすべきと判断する。

オ 別表2の $\delta - 3$ 欄に掲げる情報

(ア) 条例第5条第1号本文該当性

別表2の $\delta - 3$ 欄に掲げる情報は、実施機関が、本件教員が識別され得る情報として説明する別表1の $\alpha$ 欄に掲げる情報の一部を構成するものであるものの、前記ア(ウ)のとおり、別表1の $\alpha$ 欄に掲げる情報から、本件教員の氏名、当該氏名に結び付く情報及び当該教員が聴取を受けた内容そのものを除いたものであって、本件教員を識別することができず、また、公開したとしても、当該教員の権利利益を侵害するおそれがないと認められるため、条例第6条第2項の規定に基づけば部分公開すべきものと判断される。

しかしながら、当審査会が確認したところ、別表2の $\delta - 3$ 欄に掲げる情報は、本件教員による体罰を受けた児童生徒が、当該体罰の状況等について聴取を受けた際の記録であって、当該児童生徒を識別できる情報であると認められることから、当該児童生徒の個人に関する情報と評価することができるものである。

よって、かかる情報は、当該児童生徒を識別できる情報として、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性

当審査会が確認したところ、別表2の $\delta - 3$ 欄に掲げる情報は現に公にされておらず、公表が予定されているものでもないと認められるため、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと解される。また、

かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しないことも明らかである。

よって、別表2のδ-3欄に掲げる情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第6条第2項該当性

前記のとおり、別表2のδ-3欄に掲げる情報は、本件教員による体罰を受けた児童生徒を識別できる情報として非公開とすべきものと解されるが、当審査会が確認したところ、これらの情報は、当該児童生徒の氏名、当該氏名に結び付く情報又は当該児童生徒がその心情を吐露したものであって、通常他人に知られることを忌避する性質の特定の個人の機微にわたる私的な情報であると認められる。したがって、かかる情報から、当該児童生徒の氏名及び当該氏名に結び付く情報を除いたとしても、これを公開することにより、当該児童生徒の権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、これらの情報については、条例第6条第2項の規定に基づき部分公開すべきものはないと判断する。

カ 別表1のε欄に掲げる情報

(ア) 条例第5条第1号本文該当性

この点について、実施機関は、別表1のε欄に掲げる情報は、本件教員の体罰を目撃した児童生徒に関する情報であり、そのうち、ε-1欄に掲げる情報は当該児童生徒が識別される情報として、ε-2欄に掲げる情報は、公開することにより当該児童生徒の権利利益を害する情報として、それぞれ条例第5条第1号本文に該当する旨説明している。

しかしながら、当審査会が確認したところ、別表1のε欄に掲げる情報は、いずれも、本件教員の体罰を目撃した児童生徒の氏名が明記された上で、その目撃内容等が記載されており、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、当該児童生徒を識別できる情報として同号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性

当審査会が確認したところ、別表1のε欄に掲げる情報は現に公にされておらず、公表が予定されているものでもない認められるため条例第5条第1号ただし書イにも該当しないと解される。また、これらの情報が、本件教員の体罰を目撃した児童生徒に関するものであることにかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、別表1のε欄に掲げる情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

### (3) まとめ

以上をまとめると、別表1に掲げる情報のうち、別表2に掲げるものについては、条例第5条第1号本文に該当するため非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものについては公開すべきであると判断する。

## 6 付言

実施機関は、本件処分において、本来非公開と解される部分について公開決定をするなど、公開決定等の処理に不適切な点が散見される。また、実施機関が非公開と説明する情報について、同時に交付した他の文書では当該情報と同一の性質の情報が公開されているなど、非公開部分に不統一が認められる。

このような運用は、実施機関に対する信頼を損ないかねない上、条例が保護しようとする法益の侵害を招くものであり、実施機関にあっては、今後、同様のことがないように正確かつ慎重な対応をすべきである。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報		条例適用条項
α	α   1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 体罰を行った教員の氏名、年齢、職員番号、担当教科、担当学年・組及び校務分掌</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報
	α   2	A 文書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目中、13 行目 10 文字目から 13 文字目まで</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 1 行目 1 文字目から 2 文字目まで</li> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 1 項 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 2 項 1 行目 12 文字目から 2 行目 6 文字目まで、12 文字目から 13 文字目まで、3 行目 6 文字目から 7 文字目まで、7 行目 3 文字目から 6 文字目まで、8 行目 4 文字目から 7 文字目まで、10 行目 2 文字目から 5 文字目まで、13 行目 3 文字目から 6 文字目まで、第 3 欄第 1 項 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 2 項 3 行目 8 文字目から 11 文字目まで、7 行目 4 文字目から 7 文字目まで、第 4 欄第 1 項 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 2 項 1 行目 11 文字目から 2 行目 2 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目表中、第 2 欄第 1 項 20 行目 10 文字目から 11 文字目まで、23 行目 11 文字目から 12 文字目まで、第 3 欄第 1 項 25 行目 6 文字目から 7 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目表中、第 2 欄第 1 項 17 行目 10 文字目から 11 文字目まで、第 3 欄第 1 項 13 行目 8 文字目から 9 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、3 行目 24 文字目から 30 文字目まで、4 行目 7 文字目から 10 文字目まで、41 文字目から 44 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目中、3 行目 25 文字目から 26 文字目まで、21 行目 35 文字目から 36 文字目まで</li> <li>・ 8 頁目中、30 行目 32 文字目から 33 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別され得る情報) ※体罰を行った教員が識別され得る情報
	α   3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項 28 行目 8 文字目から 29 行目 6 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目表中、第 2 欄第 1 項 1 行目 1 文字目から 5 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、9 行目 8 文字目から 12 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員の権利利益を害するおそれがある情報

別表 1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧			
文書区分		非公開情報	条例適用条項
α	α   3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 頁目中、12 行目 21 文字目から 13 行目まで、16 行目 22 文字目から 42 文字目まで、18 行目 9 文字目から 21 文字目まで、19 行目 30 文字目から 20 行目 15 文字目まで、同行目 28 文字目から 21 行目 35 文字目まで、22 行目 15 文字目から 35 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員の権利利益を害するおそれがある情報
γ	γ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 頁目中、19 行目 1 文字目から 18 文字目まで</li> <li>・ 9 頁目中、8 行目 29 文字目から 9 行目まで、11 行目 23 文字目から 34 文字目まで、12 行目 4 文字目から 15 文字目まで、13 行目 22 文字目から 43 文字目まで、15 行目 6 文字目から 16 文字目まで、20 行目 27 文字目から 45 文字目まで、23 行目 4 文字目から 21 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員が所属する校長の権利利益を害するおそれがある情報
	δ   1	A 文書 (続き) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 被害生徒の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報
δ	δ   2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 頁目中、19 行目 44 文字目から 20 行目 14 文字目まで、25 行目 23 文字目から 29 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目中、21 行目 3 文字目から 21 文字目まで、24 行目 19 文字目から 34 文字目まで、25 行目 30 文字目から 26 行目 7 文字目まで、28 行目 31 文字目から 36 文字目まで、33 行目 35 文字目から 42 文字目まで</li> <li>・ 8 頁中、25 行目 2 文字目から 21 文字目まで、26 行目 12 文字目から 16 文字目まで、27 行目 13 文字目から 18 文字目まで、31 行目 8 文字目から 23 文字目まで</li> </ul>
α	α   1	B 文書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 体罰等を行った教員の氏名、年齢、職員番号、担当教科、担当学年・組及び校務分掌</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報

別表1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報		条例適用条項
α	α   2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目中、11 行目 2 文字目から 5 文字目まで</li> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる項目の内容 被害生徒の学年・組</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで</li> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項 2 行目 2 文字目から 5 文字目まで、第 3 欄第 2 項 2 行目 2 文字目から 5 文字目まで、第 4 欄第 2 項 1 文字目から 4 文字目まで、同欄第 3 項 5 行目 10 文字目から 11 文字目まで、7 行目 6 文字目から 7 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目中、5 行目 24 文字目から 26 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、13 行目 1 文字目から 16 文字目まで、38 行目 34 文字目から 36 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目中、27 行目 12 行目から 14 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別され得る情報) ※体罰を行った教員が識別され得る情報
	α   3	B 文書 (続き) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 頁目中、19 行目 30 文字目から 20 行目 12 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、10 行目 25 文字目から 38 文字目まで、11 行目 34 文字目から 12 行目まで、13 行目 20 文字目から 14 行目 19 文字目まで、同行目 22 文字目から 15 行目 8 文字目まで、17 行目 36 文字目から 18 行目まで、19 行目 4 文字目から 20 行目 35 文字目まで、同行目 37 文字目から 21 行目まで、23 行目 13 文字目から 37 文字目まで、24 行目 16 文字目から 23 文字目まで、26 行目 36 文字目から 27 行目 7 文字目まで、14 文字目から 38 文字目まで、29 行目 17 文字目から 32 文字目まで、30 行目 18 文字目から 31 行目まで、32 行目 35 文字目から 33 行目 7 文字目まで、34 行目 3 文字目から 13 文字目まで、同行目 27 文字目から 36 行目 7 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目中、20 行目 6 文字目から 25 行目まで、26 行目 6 文字目から 24 文字目まで、33 行目 17 文字目から 34 行目まで、35 行目 13 文字目から 19 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員の権利利益を害するおそれがある情報
	β	β	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 頁目中、4 行目 15 文字目から 17 文字目まで、21 文字目から 23 文字目まで、5 行目 5 文字目から 7 文字目まで</li> </ul>



別表 1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧				
文書区分		非公開情報	条例適用条項	
γ	γ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 頁目中、13 行目 21 文字目から 37 文字目まで、18 行目 34 文字目から 40 文字目まで、19 行目 4 文字目から 41 文字目まで、31 行目 15 文字目から 31 文字目まで、36 行目</li> <li>・ 7 頁目中、13 行目 33 文字目から 40 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員が所属する校長の権利利益を害するおそれがある情報	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 被害生徒の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報	
δ	δ   2	B 文書 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 3 欄第 3 項 19 行目 12 文字目から 20 行目 5 文字目まで、21 行目 5 文字目から 11 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目中、9 行目 26 文字目から 38 文字目まで、27 行目 20 文字目から 29 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目中、1 行目 8 文字目から 18 文字目まで、同行目 37 文字目から 2 行目 25 文字目まで、4 行目 1 文字目から 9 文字目まで、7 行目 14 文字目から 18 文字目まで、28 文字目から 35 文字目まで、8 行目 20 文字目から 32 文字目まで、9 行目 1 文字目から 10 行目 11 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者の権利利益を害するおそれがある情報
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を目撃した児童生徒が識別される情報
ε	ε   2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を目撃した児童生徒が識別される情報
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目中、第 4 欄第 3 項 17 行目 9 文字目から 18 行目まで、22 行目 9 文字目から 23 行目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を目撃した児童生徒の権利利益を害するおそれがある情報

別紙 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
α   1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目表中、次に掲げる各項目の内容 体罰を行った教員の氏名、年齢、職員番号、担当教科、担当学年・組及び校務分掌</li> <li>・ 2 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 9 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 10 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報</p>
α   2	<p>C 文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 1 行目 10 文字目から 2 行目 3 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目表中、第 2 欄第 1 項 20 行目 11 文字目から 21 行目 3 文字目まで、41 行目 6 文字目から 11 文字目まで、第 3 欄第 1 項 39 行目 8 文字目から 11 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 1 行目 10 文字目から 2 行目 2 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目下段の表中、第 2 欄第 6 項 7 行目 3 文字目から 8 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 1 行目 10 文字目から 2 行目 2 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 1 行目 10 文字目から 2 行目 2 文字目まで</li> <li>・ 8 頁目表中、第 2 欄第 1 項 15 行目 7 文字目から 16 行目 2 文字目まで、第 3 欄第 1 項 18 行目 8 文字目から 19 行目 1 文字目まで、同欄第 2 項 10 行目 3 文字目から 7 文字目まで</li> <li>・ 9 頁目下段の表中、第 3 欄第 6 項 1 行目 7 文字目から 2 行目 1 文字目まで、第 4 欄第 3 項 1 行目 10 文字目から 2 行目 2 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別され得る情報) ※体罰を行った教員が識別され得る情報</p>

別表 1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報	条例適用条項	
α   2  α	C 文書 ( 続 き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 頁目表中、第 3 欄第 6 項 1 行目 10 文字目から 2 行目 6 文字目まで、第 4 欄第 3 項 1 行目 10 文字目から 2 行目 2 文字目まで、11 行目 2 文字目から 6 文字目まで、15 行目 2 文字目から 6 文字目まで、19 行目 2 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 11 頁目中、2 行目 14 文字目から 17 文字目まで</li> <li>・ 12 頁目中、17 行目 35 文字目から 39 文字目まで、26 行目 35 文字目から 39 文字目まで、47 行目 16 文字目から 23 文字目まで、同行目 38 文字目から 48 行目 9 文字目まで</li> <li>・ 13 頁目中、7 行目 19 文字目から 26 文字目まで、28 文字目から 29 文字目まで、19 行目 36 文字目から 20 行目 4 文字目まで、22 行目 19 文字目から 26 文字目まで、24 行目 34 文字目から 25 行目 2 文字目まで、26 行目 31 文字目から 38 文字目まで、28 行目 33 文字目から 29 行目 1 文字目まで、32 行目 29 文字目から 36 文字目まで、39 行目 6 文字目から 15 文字目まで、41 行目 22 文字目から 29 文字目まで</li> <li>・ 14 頁目中、3 行目 19 文字目から 28 文字目まで、34 文字目から 35 文字目まで、6 行目 19 文字目から 28 文字目まで、8 行目 16 文字目から 23 文字目まで、12 行目 24 文字目から 33 文字目まで、18 行目 37 文字目から 19 行目 3 文字目まで、44 行目 4 文字目から 10 文字目まで</li> <li>・ 15 頁目中、13 行目 7 文字目から 11 文字目まで</li> <li>・ 16 頁目中、16 行目 20 文字目から 27 文字目まで、17 行目 3 文字目から 12 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別され得る情報) ※体罰を行った教員が識別され得る情報</p>
		α   3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14 頁目 24 行目 25 文字目から 25 行目 7 文字目まで、27 行目 15 文字目から 26 文字目まで、28 行目 11 文字目から 19 文字目まで</li> </ul>

別表1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報		条例適用条項
α	α   3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14 頁目中、30 行目 18 文字目から 30 文字目まで、同行目 32 文字目から 33 行目 33 文字目まで、35 行目 4 文字目から 12 文字目まで、14 文字目から 34 文字目まで、36 行目 7 文字目から 33 文字目まで、37 行目 9 文字目から 31 文字目まで、40 行目 26 文字目から 41 行目 13 文字目まで、同行目 36 文字目から 42 行目まで、43 行目 28 文字目から 38 文字目まで、44 行目 29 文字目から 45 行目 4 文字目まで</li> <li>・ 16 頁目中、10 行目 15 文字目から 11 行目 39 文字目まで、12 行目 1 文字目から 15 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員の権利利益を害するおそれがある情報
γ	γ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16 頁目 20 行目 36 文字目から 22 行目 3 文字目まで、19 文字目から 34 文字目まで、28 行目 2 文字目から 29 行目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員が所属する校長の権利利益を害するおそれがある情報
δ	δ   1	C 文書 (続き) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目表中、次に掲げる各項目の内容 被害生徒の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 2 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 被害生徒の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 2 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 9 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 10 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報

別表1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報	条例適用条項	
δ δ   2	C 文書 (続き)	<p>・ 14 頁目中、16 行目 11 文字目から 26 文字目まで、同行目 33 文字目から 17 行目 27 文字目まで、19 行目 18 文字目から 28 文字目まで、48 行目 7 文字目から 17 文字目まで、27 文字目から 37 文字目まで</p> <p>・ 15 頁目中、1 行目 1 文字目から 6 文字目まで、14 文字目から 18 文字目まで、3 行目 16 文字目から 31 文字目まで、同行目 35 文字目から 4 行目 7 文字目まで、19 文字目から 23 文字目まで、6 行目 11 文字目から 22 文字目まで、8 行目 14 文字目から 19 文字目まで、同行目 28 文字目から 9 行目 14 文字目まで、22 文字目から 29 文字目まで、12 行目 4 文字目から 8 文字目まで、20 文字目から 30 文字目まで、13 行目 28 文字目から 36 文字目まで、16 行目 1 文字目から 17 文字目まで、18 行目 15 文字目から 22 文字目まで、21 行目 37 文字目から 22 行目 5 文字目まで、同行目 17 文字目から 23 行目 9 文字目まで、24 行目 3 文字目から 7 文字目まで、同行目 17 文字目から 25 行目 10 文字目まで、27 行目 14 文字目から 26 文字目まで、同行目 31 文字目から 28 行目 25 文字目まで、29 行目 3 文字目から 29 文字目まで、30 行目 16 文字目から 22 文字目まで、32 行目 11 文字目から 33 行目 14 文字目まで、21 文字目から 29 文字目まで、34 行目 3 文字目から 9 文字目まで、同行目 31 文字目から 35 行目 4 文字目まで、38 行目 22 文字目から 39 行目 7 文字目まで、12 文字目から 21 文字目まで、40 行目 1 文字目から 13 文字目まで、42 行目 11 文字目から 20 文字目まで、22 文字目から 37 文字目まで、43 行目 15 文字目から 26 文字目まで、44 行目 32 文字目から 38 文字目まで、47 行目 1 文字目から 21 文字目まで、48 行目 6 文字目から 49 行目 2 文字目まで</p> <p>・ 16 頁目中、2 行目 12 文字目から 21 文字目まで、同行目 36 文字目から 3 行目 12 文字目まで、同行目 39 文字目から 4 行目 29 文字目まで</p>	<p>第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※被害を受けた児童生徒及び保護者の権利利益を害するおそれがある情報</p>
ε ε   1		<p>・ 5 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</p>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を目撃した児童生徒が識別される情報</p>

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報		条例適用条項
α	α   1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目表中、次に掲げる各項目の内容 体罰を行った教員の氏名、年齢、職員番号、担当学年・組及び校務分掌</li> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 8 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報</p>
	D 文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目 13 行目 17 文字目から 20 文字目まで、14 行目 15 文字目から 18 文字目まで、15 行目 12 文字目から 15 文字目まで、16 行目 12 文字目から 15 文字目まで (※收受印については、行、文字として数えない)</li> <li>・ 1 頁目表中、次に掲げる各項目の内容 被害児童・生徒の平成 23 年度の学年・組</li> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 5 項 1 文字目から 4 文字目まで、同欄第 6 項 24 行目 10 文字目から 25 行目 2 文字目まで、第 3 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 6 項 4 行目 11 文字目から 5 行目 3 文字目まで、14 行目 11 文字目から 15 行目 3 文字目まで、第 4 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 6 項 8 行目 1 文字目から 4 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目表中、第 2 欄第 1 項 2 行目 11 文字目から 3 行目 3 文字目まで、19 行目 4 文字目から 7 文字目まで、第 3 欄第 1 項 3 行目 8 文字目から 11 文字目まで、第 4 欄第 1 項 2 行目 1 文字目から 4 文字目まで、10 行目 8 文字目から 11 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目表中、第 4 欄第 2 項 6 行目 12 文字目から 7 行目 1 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 2 欄第 5 項 2 行目 1 文字目から 4 文字目まで、3 行目 1 文字目から 4 文字目まで、同欄第 6 項 17 行目 1 文字目から 4 文字目まで、第 3 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 6 項 5 行目 6 文字目から 9 文字目まで、15 行目 7 文字目から 10 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別され得る情報) ※体罰を行った教員が識別され得る情報</p>
	α   2		

別表 1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
α   2	<p>D 文書 (続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 頁目表中、第 4 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 6 項 7 行目 3 文字目から 6 文字目まで、10 行目 1 文字目から 4 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目表中、第 2 欄第 1 項 1 行目 6 文字目から 9 文字目まで、第 3 欄第 2 項 6 行目 1 文字目から 4 文字目まで、第 4 欄第 2 項 3 行目 1 文字目から 4 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目表中、第 2 欄第 5 項 1 文字目から 4 文字目まで、同欄第 6 項 12 行目 5 文字目から 8 文字目まで、21 行目 8 文字目から 22 行目 1 文字目まで、第 3 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 6 項 4 行目 5 文字目から 8 文字目まで、第 4 欄第 6 項 2 行目 10 文字目から 13 文字目まで</li> <li>・ 8 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで</li> <li>・ 9 頁目表中、第 2 欄第 1 項 1 文字目から 4 文字目まで、同欄第 2 項 5 行目 7 文字目から 10 文字目まで、18 行目 6 文字目から 9 文字目まで、第 3 欄第 2 項 3 行目 5 文字目から 8 文字目まで、第 4 欄第 2 項 2 行目 10 文字目から 13 文字目まで</li> <li>・ 10 頁目中、5 行目 12 文字目から 15 文字目まで</li> <li>・ 11 頁目中、2 行目 25 文字目から 28 文字目まで、5 行目 22 文字目から 25 文字目まで、8 行目 12 文字目から 15 文字目まで、9 行目 34 文字目から 37 文字目まで、16 行目 31 文字目から 34 文字目まで</li> <li>・ 12 頁目中、25 行目 25 文字目から 36 文字目まで、30 行目 23 文字目、33 行目 6 文字目</li> <li>・ 13 頁目中、40 行目 43 文字目</li> <li>・ 14 頁目中、6 行目 17 文字目から 20 文字目まで、8 行目 4 文字目、17 行目 1 文字目 9 文字目まで、18 行目 38 文字目から 19 行目 2 文字目まで、35 行目 3 文字目</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別され得る情報) ※体罰を行った教員が識別され得る情報</p>
α   3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12 頁目中、24 行目 38 文字目から 25 行目 3 文字目まで、26 行目 43 文字目から 27 行目 4 文字目まで、同行目 20 文字目から 28 行目 2 文字目まで、29 行目 3 文字目から 11 文字目まで、31 行目 17 文字目から 35 文字目まで、32 行目 3 文字目から 22 文字目まで、34 行目 39 文字目から 35 行目 8 文字目まで、同行目 38 文字目から 36 行目 15 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員の権利利益を害するおそれがある情報</p>

別表 1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧			
文書区分		非公開情報	条例適用条項
D 文書 ( 続 き)	α   3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12 頁目中、37 行目 25 文字目から 42 文字目まで、40 行目 2 文字目から 13 文字目まで、同行目 32 文字目から 41 行目 5 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員の権利利益を害するおそれがある情報
	β β	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 4 欄第 3 項 4 行目 1 文字目から 3 文字目まで、6 行目 1 文字目から 3 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別され得る情報) ※体罰を行った教員が識別され得る情報
	γ γ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13 頁目中、36 行目 24 文字目から 39 文字目まで</li> <li>・ 14 頁目中、19 行目 41 文字目から 20 行目まで、28 行目 5 文字目から 29 文字目まで、29 行目 38 文字目から 30 行目 17 文字目まで、31 行目 12 文字目から 31 文字目まで、39 行目 18 文字目から 30 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員が所属する校長の権利利益を害するおそれがある情報
	δ   1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目表中、次に掲げる各項目の内容 被害児童・生徒の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 2 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで、4 行目 3 文字目から 5 文字目まで、6 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 8 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報
δ   2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 頁目中、第 3 欄第 6 項 14 行目 7 文字目から 11 文字目まで</li> <li>・ 11 頁目中、31 行目 17 文字目から 24 文字目まで、同行目 41 文字目から 32 行目 8 文字目まで、36 行目 28 文字目から 39 文字目まで</li> <li>・ 13 頁目中、2 行目 15 文字目から 21 文字目まで、3 行目 10 文字目から 14 文字目まで、4 行目 14 文字目から 21 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者の権利利益を害するおそれがある情報



別表1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	非公開情報		条例適用条項	
δ	δ   2	D文書 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13 頁目中、5 行目 19 文字目から 6 行目 4 文字目まで、7 行目 14 文字目から 42 文字目まで、9 行目 24 文字目から 40 文字目まで、12 行目 34 文字目から 13 行目 5 文字目まで、14 行目 14 文字目から 27 文字目まで、15 行目 36 文字目から 16 行目 6 文字目まで、18 行目 7 文字目から 40 文字目まで、21 行目 14 文字目から 38 文字目まで、23 行目 25 文字目から 33 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 <small>(個人の権利利益を害する情報)</small> ※被害を受けた児童生徒又は保護者の権利利益を害するおそれがある情報
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 4 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 4 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 <small>(個人が識別される情報)</small> ※体罰を目撃した児童生徒が識別される情報
α	α   1	E文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 体罰を行った教員の氏名、年齢、職員番号、担当学年・組及び校務分掌</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 <small>(個人が識別される情報)</small> ※体罰を行った教員が識別される情報
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる項目の内容 被害児童の学年・組</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、第 4 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、第 5 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、16 行目 19 文字目から 20 文字目まで、25 行目 1 文字目から 6 文字目まで、29 文字目から 36 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 <small>(個人が識別され得る情報)</small> ※体罰を行った教員が識別され得る情報
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 1 項 37 行目 8 文字目から 38 行目 6 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目表中、第 2 欄第 1 項 6 行目 6 文字目から 7 行目 3 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目中、9 行目 16 文字目から 32 文字目まで、24 行目 18 文字目から 25 行目 3 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目中、39 行目 24 文字目から 37 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、1 行目 1 文字目から 14 文字目まで、24 文字目から 32 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 <small>(個人の権利利益を害する情報)</small> ※体罰を行った教員の権利利益を害するおそれがある情報

別表1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧				
文書区分		非公開情報	条例適用条項	
α	α   3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 頁目中、2 行目 33 文字目から 3 行目まで、4 行目 25 文字目から 5 行目 19 文字目まで、6 行目 11 文字目から 23 文字目まで、8 行目 22 文字目から 26 文字目まで、28 行目 7 文字目から 29 行目 26 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目 15 行目 8 文字目から 16 行目 32 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員の権利利益を害するおそれがある情報	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 頁目 26 行目 7 文字目から 18 文字目まで、35 行目 27 文字目から 36 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目 3 行目 36 文字目から 4 行目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員が所属する校長の権利利益を害するおそれがある情報	
		E 文書 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 被害児童の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 頁目 19 行目 16 文字目から 20 行目 7 文字目まで、24 行目 27 文字目から 31 文字目まで、27 行目 24 文字目から 28 行目 7 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目 11 行目 7 文字目から 15 文字目まで、同行目 33 文字目から 12 行目 19 文字目まで、14 行目 18 文字目から 32 文字目まで、15 行目 8 文字目から 28 文字目まで、16 行目 4 文字目から 18 文字目まで、同行目 28 文字目から 17 行目 8 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者の権利利益を害するおそれがある情報
		ε	ε   1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで、第 5 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>
α	α   1	F 文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目中、10 行目 9 文字目から 13 文字目まで (※收受印については、行、文字として数えない。)</li> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 体罰を行った教員の氏名、年齢、職員番号、担当教科、担当学年及び校務分掌</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報

別表1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報		条例適用条項
α	α   1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目、第 2 欄第 6 項から第 3 欄第 6 項までを 1 つとする項目 1 行目 22 文字目から 23 文字目まで、2 行目 20 文字目から 21 文字目まで</li> <li>・ 2 頁目表中、第 3 欄第 1 項 1 行目 7 文字目から 11 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報
	α   2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 2 欄第 6 項から第 3 欄第 6 項までを 1 つとする項目 1 行目 4 文字目から 6 文字目まで、第 2 欄第 7 項 3 行目 5 文字目から 7 文字目まで、第 3 欄第 7 項 3 行目 5 文字目から 7 文字目まで</li> <li>・ 2 頁目中、3 行目 27 文字目から 29 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目中、2 行目 21 文字目から 23 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別され得る情報) ※体罰を行った教員が識別され得る情報
	α   3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 頁目中、19 行目 22 文字目から 37 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目中、8 行目 7 文字目から 20 文字目まで、9 行目 8 文字目 16 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員の権利利益を害するおそれがある情報
γ	γ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 頁目中、32 行目 2 文字目から 31 文字目まで、33 行目 20 文字目から 25 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員が所属する校長の権利利益を害するおそれがある情報
			第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報
δ	δ   1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 被害児童の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目、第 2 欄第 6 項から第 3 欄第 6 項までを 1 つとする項目 1 行目 13 文字目から 16 文字目まで、第 2 欄第 7 項 4 行目 7 文字目から 10 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報
	δ   2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目中、第 3 欄第 1 項 10 行目 6 文字目から 11 行目まで</li> <li>・ 3 頁目中、21 行目 21 文字目から 28 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目中、12 行目 34 文字目から 13 行目 8 文字目まで、同行目 34 文字目から 14 行目 5 文字目まで、21 文字目から 33 文字目まで、17 行目 8 文字目から 13 文字目まで、19 行目 38 文字目から 20 行目 24 文字目まで、27 文字目から 35 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者の権利利益を害するおそれがある情報

別表 1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報		条例適用条項
α	α   1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 体罰を行った教員の氏名、年齢、職員番号、担当教科、担当学年・組及び校務分掌</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで、3 行目 2 文字目から 7 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 <small>(個人が識別される情報)</small> ※体罰を行った教員が識別される情報
α	G 文書 α   2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目中、9 行目 17 文字目から 21 文字目まで (※収受印については、行、文字として数えない。)</li> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる項目の内容 被害生徒の学年・組</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 2 欄第 4 項 2 行目 6 文字目から 12 文字目まで、同欄第 5 項 2 行目、同欄第 6 項 2 行目 1 文字目から 12 文字目まで、第 3 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 4 項 2 行目 6 文字目から 12 文字目まで、同欄第 5 項 2 行目、同欄第 6 項 1 行目 14 文字目から 2 行目 11 文字目まで、第 4 欄第 4 項 2 行目 6 文字目から 12 文字目まで、同欄第 6 項 2 行目</li> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 1 項 1 行目 11 文字目から 14 文字目まで、2 行目 8 文字目から 3 行目 2 文字目まで、4 行目 1 文字目から 5 文字目まで、同行目 11 文字目から 5 行目 3 文字目まで、6 行目 11 文字目から 7 行目 4 文字目まで、8 行目 13 文字目から 9 行目 4 文字目まで、10 行目 10 文字目から 12 文字目まで、18 行目 7 文字目から 12 文字目まで、23 行目 1 文字目から 4 文字目まで、同行目 10 文字目から 24 行目 4 文字目まで、25 行目 5 文字目から 12 文字目まで、第 3 欄第 1 項 2 行目 3 文字目から 7 文字目まで、同行目 13 文字目から 3 行目 2 文字目まで、6 文字目から 12 文字目まで、5 行目 14 文字目から 6 行目 3 文字目まで、同行目 15 文字目から 7 行目 2 文字目まで、10 行目 4 文字目から 8 文字目まで、11 行目 3 文字目から 8 文字目まで、12 行目 1 文字目から 6 文字目まで、15 行目 9 文字目から 16 行目 8 文字目まで、17 行目 5 文字目から 12 文字目まで、18 行目 4 文字目から 6 文字目まで、21 行目 6 文字目から 10 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 <small>(個人が識別され得る情報)</small> ※体罰を行った教員が識別され得る情報

別表1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報		条例適用条項
α	α   2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 頁目表中、第 2 欄第 1 項 5 行目 5 文字目から 12 文字目まで、同欄第 2 項 2 行目 6 文字目から 13 文字目まで、第 3 欄第 1 項 5 行目 13 文字目から 6 行目 7 文字目まで、同欄第 2 項 2 行目 1 文字目から 8 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目中、4 行目 2 文字目から 3 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目中、4 行目 21 文字目から 28 文字目まで、30 行目 11 文字目から 14 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、4 行目 16 文字目から 24 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別され得る情報) ※体罰を行った教員が識別され得る情報
	α   3	G 文書 (続き) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 頁目表中、第 2 欄第 1 項 3 行目 6 文字目から 11 文字目まで、第 3 欄第 1 項 4 行目 4 文字目から 13 文字目まで、第 4 欄第 1 項 3 行目 8 文字目から 4 行目 5 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目中、33 行目 24 文字目から 38 文字目まで、同行目 40 文字目から 34 行目 3 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、13 行目 5 文字目から 10 文字目まで、15 行目 13 文字目から 18 文字目まで、18 行目 18 文字目から 24 文字目まで、19 行目 35 文字目から 20 行目 7 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員の権利利益を害するおそれがある情報
β	β	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 7 文字目まで、3 行目 2 文字目から 8 文字目まで、同欄第 5 項 2 行目</li> <li>・ 2 頁表中、第 4 欄第 1 項 2 行目 6 文字目から 13 文字目まで、4 行目 3 文字目から 7 文字目まで、5 行目 11 文字目から 6 行目 4 文字目まで、7 行目 10 文字目から 8 行目 3 文字目まで、9 行目 13 文字目から 10 行目 5 文字目まで、12 行目 1 文字目から 4 文字目まで、16 行目 3 文字目から 9 文字目まで、17 行目 5 文字目から 11 文字目まで、20 行目 6 文字目から 9 文字目まで、23 行目 7 文字目から 24 行目 6 文字目まで、25 行目 13 文字目から 26 行目 1 文字目まで、27 行目 8 文字目から 28 行目 3 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、2 行目 40 文字目から 3 行目 6 文字目まで、4 行目 33 文字目から 43 文字目まで、5 行目 4 文字目から 20 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別され得る情報) ※体罰を行った教員が識別され得る情報

別表1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	非公開情報		条例適用条項	
γ	γ	G 文書 ( 続 き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 頁目中、36 行目 44 文字目から 37 行目 5 文字目まで、38 行目 4 文字目から 22 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目中、6 行目 5 文字目から 12 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員が所属する校長の権利利益を害するおそれがある情報
δ	δ   1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 被害生徒の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報
δ	δ   2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 1 項 35 行目 4 文字目から 11 文字目まで、第 3 欄第 1 項 27 行目 14 文字目から 28 行目 7 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目中、12 行目 19 文字目から 27 文字目まで、40 文字目から 46 文字目まで、14 行目 13 文字目から 19 文字目まで、27 行目 27 文字目から 45 文字目まで、38 行目 15 文字目から 37 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、22 行目 26 文字目から 32 文字目まで、23 行目 29 文字目から 24 行目 2 文字目まで、26 行目 17 文字目から 39 文字目まで、28 行目 8 文字目から 41 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者の権利利益を害するおそれがある情報
α	α   1		H 文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目表中、次に掲げる各項目の内容 体罰等を行った教員の氏名、年齢、職員番号、担当教科、担当学年・組及び校務分掌</li> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 9 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報		条例適用条項
α	α   1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 12 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報</p>
α	H 文書 (続き) α   2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目表中、次に掲げる各項目の内容 被害生徒 A の学年・組の 1 行目及び被害生徒 G の学年・組</li> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 6 項 2 行目 20 文字目から 3 行目 3 文字目まで、第 3 欄第 3 項 1 行目 8 文字目から 17 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 2 欄第 6 項 2 行目 5 文字目から 8 文字目まで、3 行目 12 文字目から 16 文字目まで、7 行目 22 文字目から 8 行目 2 文字目まで、10 行目 7 文字目から 11 文字目まで、16 行目 1 文字目から 4 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目表中、第 2 欄第 6 項 3 行目 7 文字目から 15 文字目まで、7 行目 14 文字目から 17 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目表中、第 2 欄第 6 項 1 行目 10 文字目から 16 文字目まで、2 行目 16 文字目から 3 行目 2 文字目まで、4 行目 11 文字目から 5 行目 3 文字目まで、10 行目 9 文字目から 13 文字目まで、36 行目 16 文字目から 37 行目 2 文字目まで、第 4 欄第 6 項 2 行目 4 文字目から 7 文字目まで</li> <li>・ 9 頁目表中、第 2 欄第 6 項 1 行目 15 文字目から 18 文字目まで</li> <li>・ 10 頁目表中、第 2 欄第 6 項 8 行目 1 文字目から 8 文字目まで、17 行目 4 文字目から 12 文字目まで、17 文字目から 21 文字目まで、22 行目 17 文字目から 20 文字目まで、23 行目 13 文字目から 16 文字目まで、第 3 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 5 項 10 文字目から 13 文字目まで</li> <li>・ 11 頁目表中、第 2 欄第 1 項 6 行目 8 文字目から 9 文字目まで、7 行目 16 文字目から 19 文字目まで、第 3 欄第 1 項 1 行目 21 文字目から 24 文字目まで、5 行目 22 文字目から 23 文字目まで</li> <li>・ 14 頁目中、8 行目 25 文字目から 28 文字目まで、11 行目 15 文字目から 18 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別され得る情報) ※体罰を行った教員が識別され得る情報</p>

別表1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
α   2	H 文 書 ( 続 き )	第5条第1号 (個人が識別され得る情報) ※体罰を行った教員が識別され得る情報
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15 頁目中、12 行目 23 文字目から 27 文字目まで、50 文字目から 54 文字目まで、17 行目 27 文字目から 28 文字目まで、47 文字目から 49 文字目まで、20 行目 9 文字目から 13 文字目まで、21 行目 9 文字目から 13 文字目まで、27 文字目から 31 文字目まで、51 文字目から 55 文字目まで、22 行目 48 文字目から 52 文字目まで、24 行目 27 文字目から 31 文字目まで、30 行目 9 文字目から 13 文字目まで、42 行目 30 文字目から 34 文字目まで、45 行目 9 文字目から 13 文字目まで、52 文字目から 57 文字目まで</li> <li>・ 16 頁目中、22 行目 11 文字目から 15 文字目まで、26 行目 9 文字目から 16 文字目まで、34 文字目から 43 文字目まで</li> <li>・ 17 頁目中、27 行目 22 文字目から 26 文字目まで、31 行目 47 文字目から 50 文字目まで、43 行目 24 文字目から 28 文字目まで</li> <li>・ 18 頁目中、6 行目 32 文字目から 36 文字目まで、15 行目 23 文字目から 27 文字目まで、29 行目 50 文字目から 54 文字目まで</li> <li>・ 19 頁目中、30 行目 22 文字目から 39 文字目まで、31 行目 57 文字目から 59 文字目まで、32 行目 28 文字目から 30 文字目まで、39 行目 20 文字目から 24 文字目まで、40 行目 6 文字目から 10 文字目まで、14 文字目から 16 文字目まで、25 文字目から 28 文字目まで、39 文字目から 43 文字目まで、41 行目 4 文字目から 8 文字目まで、20 文字目から 46 文字目まで、42 行目 1 文字目から 7 文字目まで、23 文字目から 27 文字目まで、43 行目 9 文字目から 24 文字目まで、44 行目 6 文字目から 10 文字目まで、45 行目 7 文字目から 13 文字目、22 文字目から 31 文字目まで</li> <li>・ 20 頁目中、4 行目 50 文字目から 53 文字目まで、9 行目 26 文字目から 29 文字目まで、11 行目 36 文字目から 39 文字目まで、19 行目 14 文字目から 40 文字目まで</li> <li>・ 21 頁目中、9 行目 15 文字目から 18 文字目まで</li> </ul>	



別表 1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報	条例適用条項	
α α 3	H 文書 ( 続 き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 6 項 16 行目 8 文字目から 17 行目 7 文字目まで、28 行目 3 文字目から 17 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目表中、第 2 欄第 6 項 5 行目 3 文字目から 16 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 2 欄第 6 項 12 行目 3 文字目から 13 行目 19 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目表中、第 2 欄第 6 項 31 行目 5 文字目から 9 文字目まで</li> <li>・ 10 頁目表中、第 2 欄第 6 項 19 行目 9 文字目から 20 行目まで</li> <li>・ 11 頁目表中、第 2 欄第 1 項 17 行目 5 文字目から 19 行目まで</li> <li>・ 16 頁目中、20 行目 57 文字目から 21 行目 18 文字目まで、29 文字目から 58 文字目まで、22 行目 60 文字目から 23 行目 20 文字目まで、28 行目 24 文字目から 29 行目まで、30 行目 7 文字目から 31 行目 1 文字目まで、32 行目 53 文字目から 33 行目 15 文字目まで、同行目 50 文字目から 34 行目まで、37 行目 5 文字目から 14 文字目まで、39 行目 9 文字目から 36 文字目まで、40 行目 36 文字目から 52 文字目まで、41 行目 5 文字目から 15 文字目まで、24 文字目から 32 文字目まで、同行目 40 文字目から 42 行目まで</li> <li>・ 18 頁目中、35 行目 12 文字目から 36 行目まで</li> <li>・ 19 頁目中、33 行目 16 文字目から 23 文字目まで、45 行目 47 文字目から 46 行目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員の権利利益を害するおそれがある情報</p>
β β		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 頁目表中、第 4 欄第 3 項 2 行目から 3 行目まで</li> <li>・ 21 頁目中、14 行目 23 文字目から 39 文字目まで、16 行目 15 文字目から 31 文字目まで、18 行目 17 文字目から 33 文字目まで、20 行目 18 文字目から 33 文字目まで、24 行目 26 文字目から 29 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別され得る情報) ※体罰を行った教員が識別され得る情報</p>
γ γ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18 頁目中、7 行目 39 文字目から 8 行目 10 文字目まで、12 行目 60 文字目から 13 行目 21 文字目まで、同行目 55 文字目から 14 行目まで、18 行目 37 文字目から 41 文字目まで、同行目 50 文字目から 19 行目 42 文字目まで、21 行目 14 文字目から 25 文字目まで、同行目 31 文字目から 22 行目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員が所属する校長の権利利益を害するおそれがある情報</p>

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報		条例適用条項
γ	γ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18 頁目中、25 行目 19 文字目から 38 文字目まで、32 行目 3 文字目から 10 文字目まで、33 行目 19 文字目から 37 文字目まで、37 行目 47 文字目から 38 行目 10 文字目まで、18 文字目から 40 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※体罰を行った教員が所属する校長の権利利益を害するおそれがある情報
δ	δ   1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目表中、次に掲げる各項目の内容 被害生徒の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 2 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 9 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 7 文字目まで</li> <li>・ 10 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 12 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報
	δ   2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 6 項 1 行目 6 文字目から 2 行目 16 文字目まで、第 3 欄第 6 項 4 行目 19 文字目から 23 文字目まで、5 行目 9 文字目から 20 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目表中、第 3 欄第 6 項 6 行目 5 文字目から 13 文字目まで、同行目 24 文字目から 7 行目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 2 欄第 6 項 4 行目 18 文字目から 5 行目 16 文字目まで、第 3 欄第 6 項 5 行目 7 文字目から 19 文字目まで、6 行目 11 文字目から 21 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目表中、第 3 欄第 6 項 4 行目 3 文字目から 12 文字目まで</li> <li>・ 9 頁目表中、第 3 欄第 6 項 4 行目 4 文字目から 13 文字目まで</li> <li>・ 11 頁目表中、第 3 欄第 1 項 10 行目 20 文字目から 11 行目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人の権利利益を害する情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者の権利利益を害するおそれがある情報

別表1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
δ   2	H 文 書 ( 続 き )	第5条第1号 (個人の権利利益を 害する情報) ※被害を受けた 児童生徒又は保 護者の権利利益 を害するおそれ がある情報
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14 頁目中、22 行目 33 文字目から 39 文字目まで</li> <li>・ 15 頁目中、4 行目 9 文字目から 16 文字目まで、34 文字目から 57 文字目まで、5 行目 18 文字目から 34 文字目まで、41 文字目から 54 文字目まで、7 行目 39 文字目から 8 行目 22 文字目まで、30 文字目から 41 文字目まで、10 行目 13 文字目から 29 文字目まで、34 文字目から 49 文字目まで</li> <li>・ 16 頁目中、10 行目 27 文字目から 40 文字目まで、11 行目 36 文字目から 41 文字目まで、12 行目 4 文字目から 18 文字目まで、13 行目 34 文字目から 50 文字目まで、27 行目 41 文字目から 57 文字目まで</li> <li>・ 17 頁目中、2 行目 55 文字目から 3 行目 9 文字目まで、4 行目 4 文字目から 13 文字目まで、24 文字目から 30 文字目まで、5 行目 30 文字目から 6 行目まで、8 行目 22 文字目から 33 文字目まで、35 文字目から 45 文字目まで、10 行目 4 文字目から 10 文字目まで、同行目 38 文字目から 11 行目 10 文字目まで、同行目 54 文字目から 12 行目まで、14 行目 14 文字目から 20 文字目まで、15 行目 20 文字目から 29 文字目まで、47 文字目から 55 文字目まで、16 行目 20 文字目から 29 文字目まで、39 文字目から 46 文字目まで、21 行目 22 文字目から 32 文字目まで、45 文字目から 57 文字目まで、22 行目 31 文字目から 42 文字目まで、24 行目 20 文字目から 30 文字目まで、36 文字目から 55 文字目まで、25 行目 4 文字目から 17 文字目まで、27 行目 31 文字目から 44 文字目まで、29 行目 22 文字目から 43 文字目まで、30 行目 2 文字目から 16 文字目まで、24 文字目から 36 文字目まで、31 行目 29 文字目から 38 文字目まで、32 行目 1 文字目から 20 文字目まで、34 行目 32 文字目から 43 文字目まで、36 行目 29 文字目から 47 文字目まで、37 行目 38 文字目から 55 文字目まで、38 行目 32 文字目から 51 文字目まで、39 行目 5 文字目から 18 文字目まで、42 行目 19 文字目から 40 文字目まで、同行目 55 文字目から 43 行目 14 文字目まで、35 文字目から 56 文字目まで</li> <li>・ 18 頁目中、24 行目 35 文字目から 53 文字目まで</li> </ul>	

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項等
α	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 体罰を行った教員の氏名、職員番号、担当教科及び担当学年・組</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目</li> </ul>	第 5 条第 1 号 <small>(個人が識別される情報)</small> ※体罰を行った教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 α-1 >
	A 文書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目中、13 行目 10 文字目から 13 文字目まで</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 1 行目 1 文字目から 2 文字目まで</li> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 1 項 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 2 項 1 行目 12 文字目から 2 行目 6 文字目まで、12 文字目から 13 文字目まで、3 行目 6 文字目から 7 文字目まで、7 行目 3 文字目から 6 文字目まで、8 行目 4 文字目から 7 文字目まで、10 行目 2 文字目から 5 文字目まで、13 行目 3 文字目から 6 文字目まで、第 3 欄第 1 項 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 2 項 3 行目 8 文字目から 11 文字目まで、7 行目 4 文字目から 7 文字目まで、第 4 欄第 1 項 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 2 項 1 行目 11 文字目から 2 行目 2 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目表中、第 2 欄第 1 項 20 行目 10 文字目から 11 文字目まで、23 行目 11 文字目から 12 文字目まで、第 3 欄第 1 項 25 行目 6 文字目から 7 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目表中、第 2 欄第 1 項 17 行目 10 文字目から 11 文字目まで、第 3 欄第 1 項 13 行目 8 文字目から 9 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、3 行目 24 文字目から 30 文字目まで、4 行目 7 文字目から 10 文字目まで、41 文字目から 44 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目中、3 行目 25 文字目から 26 文字目まで、21 行目 35 文字目から 36 文字目まで</li> <li>・ 8 頁目中、30 行目 32 文字目から 33 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 <small>(個人が識別される情報)</small> ※体罰を行った教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 α-2 >

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
α	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項 28 行目 8 文字目から 29 行目 6 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目表中、第 2 欄第 1 項 1 行目 1 文字目から 5 文字目まで</li> <li>・ 8 頁目中、12 行目 21 文字目から 13 行目まで、16 行目 22 文字目から 42 文字目まで、18 行目 9 文字目から 21 文字目まで、19 行目 30 文字目から 20 行目 15 文字目まで、同行目 28 文字目から 21 行目 35 文字目まで、22 行目 15 文字目から 35 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 α-3>
δ   1	A 文書 (続き) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 被害生徒の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報<実施機関の非公開区分 δ-1>
δ   2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 頁目中、19 行目 44 文字目から 20 行目 14 文字目まで、25 行目 23 文字目から 29 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目中、21 行目 3 文字目から 21 文字目まで、24 行目 19 文字目から 34 文字目まで、25 行目 30 文字目から 26 行目 7 文字目まで、28 行目 31 文字目から 36 文字目まで、33 行目 35 文字目から 42 文字目まで</li> <li>・ 8 頁目中、25 行目 2 文字目から 21 文字目まで、26 行目 12 文字目から 16 文字目まで、27 行目 13 文字目から 18 文字目まで、31 行目 8 文字目から 23 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報<実施機関の非公開区分 δ-2>
α	B 文書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 体罰等を行った教員の氏名、年齢、職員番号、担当教科、担当学年・組及び校務分掌</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 α-1>

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
α	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目中、11 行目 2 文字目から 5 文字目まで</li> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる項目の内容 被害生徒の学年・組</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで</li> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項 2 行目 2 文字目から 5 文字目まで、第 3 欄第 2 項 2 行目 2 文字目から 5 文字目まで、第 4 欄第 2 項 1 文字目から 4 文字目まで、同欄第 3 項 5 行目 10 文字目から 11 文字目まで、7 行目 6 文字目から 7 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、13 行目 1 文字目から 16 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目中、27 行目 12 行目から 14 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 α-2 &gt;</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 頁目中、19 行目 30 文字目から 20 行目 12 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、10 行目 25 文字目から 38 文字目まで、11 行目 34 文字目から 12 行目まで、13 行目 20 文字目から 14 行目 19 文字目まで、同行目 22 文字目から 15 行目 8 文字目まで、17 行目 36 文字目から 18 行目まで、19 行目 4 文字目から 20 行目 35 文字目まで、同行目 37 文字目から 21 行目まで、23 行目 13 文字目から 37 文字目まで、24 行目 16 文字目から 23 文字目まで、26 行目 36 文字目から 27 行目 7 文字目まで、14 文字目から 38 文字目まで、29 行目 17 文字目から 32 文字目まで、30 行目 18 文字目から 31 行目まで、32 行目 35 文字目から 33 行目 7 文字目まで、34 行目 3 文字目から 13 文字目まで、同行目 27 文字目から 36 行目 7 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目中、20 行目 6 文字目から 25 行目まで、26 行目 6 文字目から 24 文字目まで、33 行目 17 文字目から 34 行目 14 文字目まで、35 行目 13 文字目から 19 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 α-3 &gt;</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 頁目中、4 行目 15 文字目から 17 文字目まで、21 文字目から 23 文字目まで、5 行目 5 文字目から 7 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※関係教員が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 β &gt;</p>

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報	条例適用条項	
δ   1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 被害生徒の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報<実施機関の非公開区分 δ—1 >	
δ   2	B 文 書 ( 続 き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 3 欄第 3 項 19 行目 12 文字目から 20 行目 5 文字目まで、21 行目 5 文字目から 11 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目中、9 行目 26 文字目から 38 文字目まで、27 行目 20 文字目から 29 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目中、1 行目 8 文字目から 18 文字目まで、同行目 37 文字目から 2 行目 25 文字目まで、4 行目 1 文字目から 9 文字目まで、7 行目 14 文字目から 18 文字目まで、28 文字目から 35 文字目まで、8 行目 20 文字目から 32 文字目まで、9 行目 1 文字目から 10 行目 11 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報<実施機関の非公開区分 δ—2 >
ε		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目下段の表、第 4 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を目撃した児童生徒が識別される情報<実施機関の非公開区分 ε—1 >
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目中、第 4 欄第 3 項 17 行目 9 文字目から 18 行目まで、22 行目 9 文字目から 23 行目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を目撃した児童生徒が識別される情報<実施機関の非公開区分 ε—2 >

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
α	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目表中、次に掲げる各項目の内容 体罰を行った教員の氏名、職員番号、担当教科、担当学年・組及び校務分掌</li> <li>・ 2 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 9 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 10 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報 &lt;実施機関の非公開区分 α-1 &gt;</p>
	<p>C 文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 1 行目 10 文字目から 2 行目 3 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目表中、第 2 欄第 1 項 20 行目 11 文字目から 21 行目 3 文字目まで、41 行目 6 文字目から 11 文字目まで、第 3 欄第 1 項 39 行目 8 文字目から 11 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 1 行目 10 文字目から 2 行目 2 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目下段の表中、第 2 欄第 6 項 7 行目 3 文字目から 8 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 1 行目 10 文字目から 2 行目 2 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 1 行目 10 文字目から 2 行目 2 文字目まで</li> <li>・ 8 頁目表中、第 2 欄第 1 項 15 行目 7 文字目から 16 行目 2 文字目まで、第 3 欄第 1 項 18 行目 8 文字目から 19 行目 1 文字目まで、同欄第 2 項 10 行目 3 文字目から 7 文字目まで</li> <li>・ 9 頁目下段の表中、第 3 欄第 6 項 1 行目 7 文字目から 2 行目 1 文字目まで、第 4 欄第 3 項 1 行目 10 文字目から 2 行目 2 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報 &lt;実施機関の非公開区分 α-2 &gt;</p>



別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
α C 文書 ( 続 き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 頁目表中、第 3 欄第 6 項 1 行目 10 文字目から 2 行目 6 文字目まで、第 4 欄第 3 項 1 行目 10 文字目から 2 行目 2 文字目まで、11 行目 2 文字目から 6 文字目まで、15 行目 2 文字目から 6 文字目まで、19 行目 2 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 11 頁目中、2 行目 14 文字目から 17 文字目まで</li> <li>・ 12 頁目中、17 行目 35 文字目から 39 文字目まで、26 行目 35 文字目から 39 文字目まで、47 行目 16 文字目から 23 文字目まで、同行目 38 文字目から 48 行目 9 文字目まで</li> <li>・ 13 頁目中、7 行目 19 文字目から 26 文字目まで、28 文字目から 29 文字目まで、19 行目 36 文字目から 20 行目 4 文字目まで、22 行目 19 文字目から 26 文字目まで、24 行目 34 文字目から 25 行目 2 文字目まで、26 行目 31 文字目から 38 文字目まで、28 行目 33 文字目から 29 行目 1 文字目まで、32 行目 29 文字目から 36 文字目まで、39 行目 6 文字目から 15 文字目まで、41 行目 22 文字目から 29 文字目まで</li> <li>・ 14 頁目中、3 行目 19 文字目から 28 文字目まで、34 文字目から 35 文字目まで、6 行目 19 文字目から 28 文字目まで、8 行目 16 文字目から 23 文字目まで、12 行目 24 文字目から 33 文字目まで、18 行目 37 文字目から 19 行目 3 文字目まで、44 行目 4 文字目から 10 文字目まで</li> <li>・ 15 頁目中、13 行目 7 文字目から 11 文字目まで</li> <li>・ 16 頁目中、16 行目 20 文字目から 27 文字目まで、17 行目 3 文字目から 12 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報 &lt;実施機関の非公開区分 α-2 &gt;</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14 頁目 24 行目 25 文字目から 25 行目 7 文字目まで、27 行目 15 文字目から 26 文字目まで、28 行目 11 文字目から 19 文字目まで、30 行目 18 文字目から 30 文字目まで、同行目 32 文字目から 33 行目 33 文字目まで、35 行目 4 文字目から 12 文字目まで、14 文字目から 34 文字目まで、36 行目 7 文字目から 33 文字目まで、37 行目 9 文字目から 31 文字目まで、40 行目 26 文字目から 41 行目 13 文字目まで、同行目 36 文字目から 42 行目まで、43 行目 28 文字目から 38 文字目まで、44 行目 29 文字目から 45 行目 4 文字目まで</li> <li>・ 16 頁目中、10 行目 15 文字目から 11 行目 39 文字目まで、12 行目 1 文字目から 15 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報 &lt;実施機関の非公開区分 α-3 &gt;</p>

別表2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
δ   1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目表中、次に掲げる各項目の内容 被害生徒の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 2 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 被害生徒の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 2 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 9 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 10 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 δ-1 &gt;</p>
δ   2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14 頁目中、16 行目 11 文字目から 26 文字目まで、同行目 33 文字目から 17 行目 27 文字目まで、19 行目 18 文字目から 28 文字目まで、48 行目 7 文字目から 17 文字目まで、27 文字目から 37 文字目まで</li> <li>・ 15 頁目中、1 行目 1 文字目から 6 文字目まで、14 文字目から 18 文字目まで、3 行目 16 文字目から 31 文字目まで、同行目 35 文字目から 4 行目 7 文字目まで、19 文字目から 23 文字目まで、6 行目 11 文字目から 22 文字目まで、8 行目 14 文字目から 19 文字目まで、同行目 28 文字目から 9 行目 14 文字目まで、22 文字目から 29 文字目まで、12 行目 4 文字目から 8 文字目まで、20 文字目から 30 文字目まで、13 行目 28 文字目から 36 文字目まで、16 行目 1 文字目から 17 文字目まで、18 行目 15 文字目から 22 文字目まで、21 行目 37 文字目から 22 行目 5 文字目まで、同行目 17 文字目から 23 行目 9 文字目まで、24 行目 3 文字目から 7 文字目まで、同行目 17 文字目から 25 行目 10 文字目まで、27 行目 14 文字目から 26 文字目まで、同行目 31 文字目から 28 行目 25 文字目まで、29 行目 3 文字目から 29 文字目まで、30 行目 16 文字目から 22 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 δ-2 &gt;</p>

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報	条例適用条項	
δ   2	C 文書 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15 頁目中、32 行目 11 文字目から 33 行目 14 文字目まで、21 文字目から 29 文字目まで、34 行目 3 文字目から 9 文字目まで、同行目 31 文字目から 35 行目 4 文字目まで、38 行目 22 文字目から 39 行目 7 文字目まで、12 文字目から 21 文字目まで、40 行目 1 文字目から 13 文字目まで、42 行目 11 文字目から 20 文字目まで、22 文字目から 37 文字目まで、43 行目 15 文字目から 26 文字目まで、44 行目 32 文字目から 38 文字目まで、47 行目 1 文字目から 21 文字目まで、48 行目 6 文字目から 49 行目 2 文字目まで</li> <li>・ 16 頁目中、2 行目 12 文字目から 21 文字目まで、同行目 36 文字目から 3 行目 12 文字目まで、同行目 39 文字目から 4 行目 29 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒及び保護者が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 δ—2&gt;</p>
ε		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を目撃した児童生徒が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 ε—1&gt;</p>
α	D 文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目表中、次に掲げる各項目の内容 体罰を行った教員の氏名、職員番号及び担当学年・組</li> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 8 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 α—1&gt;</p>

別表2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
α	<p style="text-align: center;">D 文書 ( 続 き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目中、13 行目 17 文字目から 20 文字目まで、14 行目 15 文字目から 18 文字目まで、15 行目 12 文字目から 15 文字目まで、16 行目 12 文字目から 15 文字目まで (※収受印については、行、文字として数えない)</li> <li>・ 1 頁目表中、次に掲げる項目の内容 被害児童・生徒の平成 23 年度の学年・組</li> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 5 項 1 文字目から 4 文字目まで、同欄第 6 項 24 行目 10 文字目から 25 行目 2 文字目まで、第 3 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 6 項 4 行目 11 文字目から 5 行目 3 文字目まで、14 行目 11 文字目から 15 行目 3 文字目まで、第 4 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 6 項 8 行目 1 文字目から 4 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目表中、第 2 欄第 1 項 2 行目 11 文字目から 3 行目 3 文字目まで、19 行目 4 文字目から 7 文字目まで、第 3 欄第 1 項 3 行目 8 文字目から 11 文字目まで、第 4 欄第 1 項 2 行目 1 文字目から 4 文字目まで、10 行目 8 文字目から 11 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目表中、第 4 欄第 2 項 6 行目 12 文字目から 7 行目 1 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 2 欄第 5 項 2 行目 1 文字目から 4 文字目まで、3 行目 1 文字目から 4 文字目まで、同欄第 6 項 17 行目 1 文字目から 4 文字目まで、第 3 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 6 項 5 行目 6 文字目から 9 文字目まで、15 行目 7 文字目から 10 文字目まで、第 4 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 6 項 7 行目 3 文字目から 6 文字目まで、10 行目 1 文字目から 4 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目表中、第 2 欄第 1 項 1 行目 6 文字目から 9 文字目まで、第 3 欄第 2 項 6 行目 1 文字目から 4 文字目まで、第 4 欄第 2 項 3 行目 1 文字目から 4 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報 &lt; 実施機関の非公開区分 α-2 &gt;</p>

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報	条例適用条項	
α	D 文書 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 頁目表中、第 2 欄第 5 項 1 文字目から 4 文字目まで、同欄第 6 項 12 行目 5 文字目から 8 文字目まで、21 行目 8 文字目から 22 行目 1 文字目まで、第 3 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 6 項 4 行目 5 文字目から 8 文字目まで、第 4 欄第 6 項 2 行目 10 文字目から 13 文字目まで</li> <li>・ 8 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで</li> <li>・ 9 頁目表中、第 2 欄第 1 項 1 文字目から 4 文字目まで、同欄第 2 項 5 行目 7 文字目から 10 文字目まで、18 行目 6 文字目から 9 文字目まで、第 3 欄第 2 項 3 行目 5 文字目から 8 文字目まで、第 4 欄第 2 項 2 行目 10 文字目から 13 文字目まで</li> <li>・ 10 頁目中、5 行目 12 文字目から 15 文字目まで</li> <li>・ 11 頁目中、2 行目 25 文字目から 28 文字目まで、5 行目 22 文字目から 25 文字目まで、8 行目 12 文字目から 15 文字目まで、9 行目 34 文字目から 37 文字目まで、16 行目 31 文字目から 34 文字目まで</li> <li>・ 12 頁目中、25 行目 35 文字目から 36 文字目まで、30 行目 23 文字目、33 行目 6 文字目</li> <li>・ 13 頁目中、40 行目 43 文字目</li> <li>・ 14 頁目中、6 行目 17 文字目から 20 文字目まで、8 行目 4 文字目、35 行目 3 文字目</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 α-2 >
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12 頁目中、24 行目 38 文字目から 25 行目 3 文字目まで、26 行目 43 文字目から 27 行目 4 文字目まで、同行目 20 文字目から 28 行目 2 文字目まで、29 行目 3 文字目から 11 文字目まで、31 行目 17 文字目から 35 文字目まで、32 行目 3 文字目から 22 文字目まで、34 行目 39 文字目から 35 行目 8 文字目まで、同行目 38 文字目から 36 行目 15 文字目まで、37 行目 25 文字目から 42 文字目まで、40 行目 2 文字目から 13 文字目まで、同行目 32 文字目から 41 行目 5 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 α-3 >
β		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 4 欄第 3 項 4 行目 1 文字目から 3 文字目まで、6 行目 1 文字目から 3 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※関係教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 β >

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
δ   1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目表中、次に掲げる各項目の内容 被害児童・生徒の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 2 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで、4 行目 3 文字目から 5 文字目まで、6 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 8 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 δ—1 &gt;</p>
δ   2	<p>D 文書 (続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 頁目中、第 3 欄第 6 項 14 行目 7 文字目から 11 文字目まで</li> <li>・ 11 頁目中、31 行目 17 文字目から 24 文字目まで、同行目 41 文字目から 32 行目 8 文字目まで、36 行目 28 文字目から 39 文字目まで</li> <li>・ 13 頁目中、2 行目 15 文字目から 21 文字目まで、3 行目 10 文字目から 14 文字目まで、4 行目 14 文字目から 21 文字目まで、5 行目 19 文字目から 6 行目 4 文字目まで、7 行目 14 文字目から 42 文字目まで、9 行目 24 文字目から 40 文字目まで、12 行目 34 文字目から 13 行目 5 文字目まで、14 行目 14 文字目から 27 文字目まで、15 行目 36 文字目から 16 行目 6 文字目まで、18 行目 7 文字目から 40 文字目まで、21 行目 14 文字目から 38 文字目まで、23 行目 25 文字目から 33 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 δ—2 &gt;</p>
ε	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 4 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 4 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を目撃した児童生徒が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 ε—1 &gt;</p>

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
α	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 体罰を行った教員の氏名、年齢、職員番号、担当学年・組及び校務分掌</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 α-1>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる項目の内容 被害児童の学年・組</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、第 4 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、第 5 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 α-2>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 1 項 37 行目 8 文字目から 38 行目 6 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目表中、第 2 欄第 1 項 6 行目 6 文字目から 7 行目 3 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目中、9 行目 16 文字目から 32 文字目まで、24 行目 18 文字目から 25 行目 3 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目中、39 行目 24 文字目から 37 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、1 行目 1 文字目から 14 文字目まで、24 文字目から 32 文字目まで、2 行目 33 文字目から 3 行目まで、4 行目 25 文字目から 5 行目 19 文字目まで、6 行目 11 文字目から 23 文字目まで、8 行目 22 文字目から 26 文字目まで、28 行目 7 文字目から 29 行目 26 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目中、15 行目 8 文字目から 16 行目 32 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 α-3>
δ   1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 被害児童の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報<実施機関の非公開区分 δ-1>

別表2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報	条例適用条項	
δ   2	E 文書 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 頁目中、19 行目 16 文字目から 20 行目 7 文字目まで、27 行目 24 文字目から 28 行目 7 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、11 行目 7 文字目から 15 文字目まで、同行目 33 文字目から 12 行目 19 文字目まで、14 行目 18 文字目から 32 文字目まで、15 行目 8 文字目から 28 文字目まで、16 行目 4 文字目から 18 文字目まで、同行目 28 文字目から 17 行目 8 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報<実施機関の非公開区分 δ-2 >
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで、第 5 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を目撃した児童生徒が識別される情報<実施機関の非公開区分 ε-1 >
α	F 文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目中、10 行目 9 文字目から 13 文字目まで (※收受印については、行、文字として数えない)</li> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 体罰を行った教員の氏名、年齢、職員番号、担当教科及び校務分掌</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目、第 2 欄第 6 項から第 3 欄第 6 項までを 1 つとする項目 1 行目 22 文字目から 23 文字目まで、2 行目 20 文字目から 21 文字目まで</li> <li>・ 2 頁目表中、第 3 欄第 1 項 1 行目 7 文字目から 11 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 α-1 >
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 2 欄第 6 項から第 3 欄第 6 項までを 1 つとする項目 1 行目 4 文字目から 6 文字目まで、第 2 欄第 7 項 3 行目 5 文字目から 7 文字目まで、第 3 欄第 7 項 3 行目 5 文字目から 7 文字目まで</li> <li>・ 2 頁目中、3 行目 27 文字目から 29 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目中、2 行目 21 文字目から 23 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 α-2 >



別表2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
α	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 頁目中、19 行目 22 文字目から 37 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目中、8 行目 7 文字目から 20 文字目まで、9 行目 8 文字目 16 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 α-3>
δ   1	F 文書 (続き) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 被害児童の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目、第 2 欄第 6 項から第 3 欄第 6 項までを 1 つとする項目 1 行目 13 文字目から 16 文字目まで、第 2 欄第 7 項 4 行目 7 文字目から 10 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報<実施機関の非公開区分 δ-1>
δ   2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 3 欄第 1 項 10 行目 6 文字目から 11 行目まで</li> <li>・ 3 頁目中、21 行目 21 文字目から 28 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目中、12 行目 34 文字目から 13 行目 8 文字目まで、同行目 34 文字目から 14 行目 5 文字目まで、21 文字目から 33 文字目まで、17 行目 8 文字目から 13 文字目まで、19 行目 38 文字目から 20 行目 24 文字目まで、27 文字目から 35 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報<実施機関の非公開区分 δ-2>
α	G 文書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 体罰を行った教員の氏名、年齢、職員番号、担当教科、担当学年・組及び校務分掌</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで、3 行目 2 文字目から 7 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 α-1>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる項目の内容 被害生徒の学年・組</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 2 欄第 4 項 2 行目 6 文字目から 12 文字目まで、同欄第 5 項 2 行目、同欄第 6 項 2 行目 1 文字目から 12 文字目まで、第 3 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 4 項 2 行目 6 文字目から 12 文字目まで、同欄第 6 項 1 行目 14 文字目から 2 行目 11 文字目まで、第 4 欄第 4 項 2 行目 6 文字目から 12 文字目まで、同欄第 6 項 2 行目</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 α-2>

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
α	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 1 項 1 行目 11 文字目から 14 文字目まで、2 行目 8 文字目から 3 行目 2 文字目まで、4 行目 1 文字目から 5 文字目まで、同行目 11 文字目から 5 行目 3 文字目まで、6 行目 11 文字目から 7 行目 4 文字目まで、8 行目 13 文字目から 9 行目 4 文字目まで、10 行目 10 文字目から 12 文字目まで、18 行目 7 文字目から 12 文字目まで、23 行目 1 文字目から 4 文字目まで、同行目 10 文字目から 24 行目 4 文字目まで、25 行目 5 文字目から 12 文字目まで</li> <li>・ 3 頁表中、第 2 欄第 1 項 5 行目 5 文字目から 12 文字目まで、同欄第 2 項 2 行目 6 文字目から 13 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目中、30 行目 11 文字目から 14 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、4 行目 16 文字目から 24 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号  <small>(個人が識別される情報)</small>            ※体罰を行った教員が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 α-2 &gt;</p>
	G 文書 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 頁目表中、第 2 欄第 1 項 3 行目 6 文字目から 11 文字目まで、第 3 欄第 1 項 4 行目 4 文字目から 13 文字目まで、第 4 欄第 1 項 3 行目 8 文字目から 4 行目 5 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目中、33 行目 24 文字目から 38 文字目まで、同行目 40 文字目から 34 行目 3 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、13 行目 5 文字目から 10 文字目まで、15 行目 13 文字目から 18 文字目まで、18 行目 18 文字目から 24 文字目まで、19 行目 35 文字目から 20 行目 7 文字目まで</li> </ul>
β	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 4 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 7 文字目まで、3 行目 2 文字目から 8 文字目まで、同欄第 5 項 2 行目</li> <li>・ 2 頁目表中、第 4 欄第 1 項 2 行目 6 文字目から 13 文字目まで、4 行目 3 文字目から 7 文字目まで、5 行目 11 文字目から 6 行目 4 文字目まで、7 行目 10 文字目から 8 行目 3 文字目まで、9 行目 13 文字目から 10 行目 5 文字目まで、12 行目 1 文字目から 4 文字目まで、16 行目 3 文字目から 9 文字目まで、17 行目 5 文字目から 11 文字目まで、20 行目 6 文字目から 9 文字目まで、23 行目 7 文字目から 24 行目 6 文字目まで、25 行目 13 文字目から 26 行目 1 文字目まで、27 行目 8 文字目から 28 行目 3 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号  <small>(個人が識別される情報)</small>            ※関係教員が識別される情報            &lt;実施機関の非公開区分 β &gt;</p>

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
β	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 頁目中、2 行目 40 文字目から 3 行目 6 文字目まで、4 行目 33 文字目から 43 文字目まで、5 行目 4 文字目から 20 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※関係教員が識別される情報 < 実施機関の非公開区分 β >
δ   1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 被害生徒の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報 < 実施機関の非公開区分 δ—1 >
δ   2	G 文書 ( 続き ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 1 項 35 行目 4 文字目から 11 文字目まで、第 3 欄第 1 項 27 行目 14 文字目から 28 行目 7 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目中、27 行目 27 文字目から 45 文字目まで、38 行目 15 文字目から 37 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目中、22 行目 26 文字目から 32 文字目まで、23 行目 29 文字目から 24 行目 2 文字目まで、26 行目 17 文字目から 39 文字目まで、28 行目 8 文字目から 41 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報 < 実施機関の非公開区分 δ—2 >
δ   3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目下段の表中、第 3 欄第 5 項 2 行目</li> <li>・ 2 頁表中、第 3 欄第 1 項 2 行目 3 文字目から 7 文字目まで、同行目 13 文字目から 3 行目 2 文字目まで、6 文字目から 12 文字目まで、5 行目 14 文字目から 6 行目 3 文字目まで、同行目 15 文字目から 7 行目 2 文字目まで、10 行目 4 文字目から 8 文字目まで、11 行目 3 文字目から 8 文字目まで、12 行目 1 文字目から 6 文字目まで、15 行目 9 文字目から 16 行目 8 文字目まで、17 行目 5 文字目から 12 文字目まで、18 行目 4 文字目から 6 文字目まで、21 行目 6 文字目から 10 文字目まで</li> <li>・ 3 頁目表中、第 3 欄第 1 項 5 行目 13 文字目から 6 行目 7 文字目まで、同欄第 2 項 2 行目 1 文字目から 8 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報 < 実施機関の非公開区分 α—2 >

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報	条例適用条項	
α	H 文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目表中、次に掲げる各項目の内容 体罰等を行った教員の氏名、職員番号、担当教科、担当学年・組及び校務分掌</li> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 9 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 10 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 12 頁目表中、第 2 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 α-1 &gt;</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目表中、次に掲げる各項目の内容 被害生徒 A の学年・組の 1 行目及び被害生徒 G の学年・組</li> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 6 項 2 行目 20 文字目から 3 行目 3 文字目まで、第 3 欄第 3 項 1 行目 8 文字目から 17 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 2 欄第 6 項 2 行目 5 文字目から 8 文字目まで、3 行目 12 文字目から 16 文字目まで、7 行目 22 文字目から 8 行目 2 文字目まで、10 行目 7 文字目から 11 文字目まで、16 行目 1 文字目から 4 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目表中、第 2 欄第 6 項 3 行目 7 文字目から 15 文字目まで、7 行目 14 文字目から 17 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目表中、第 2 欄第 6 項 1 行目 10 文字目から 16 文字目まで、2 行目 16 文字目から 3 行目 2 文字目まで、4 行目 11 文字目から 5 行目 3 文字目まで、10 行目 9 文字目から 13 文字目まで、36 行目 16 文字目から 37 行目 2 文字目まで、第 4 欄第 6 項 2 行目 4 文字目から 7 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 α-2 &gt;</p>

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
α	<p>H 文 書 ( 続 き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9 頁目表中、第 2 欄第 6 項 1 行目 15 文字目から 18 文字目まで</li> <li>・ 10 頁目表中、第 2 欄第 6 項 8 行目 1 文字目から 8 文字目まで、17 行目 4 文字目から 12 文字目まで、17 文字目から 21 文字目まで、22 行目 17 文字目から 20 文字目まで、23 行目 13 文字目から 16 文字目まで、第 3 欄第 3 項 1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同欄第 5 項 10 文字目から 13 文字目まで</li> <li>・ 11 頁目表中、第 2 欄第 1 項 6 行目 8 文字目から 9 文字目まで、7 行目 16 文字目から 19 文字目まで、第 3 欄第 1 項 1 行目 21 文字目から 24 文字目まで、5 行目 22 文字目から 23 文字目まで</li> <li>・ 14 頁目中、8 行目 25 文字目から 28 文字目まで、11 行目 15 文字目から 18 文字目まで</li> <li>・ 15 頁目中、12 行目 23 文字目から 27 文字目まで、50 文字目から 54 文字目まで、17 行目 27 文字目から 28 文字目まで、47 文字目から 49 文字目まで、20 行目 9 文字目から 13 文字目まで、21 行目 9 文字目から 13 文字目まで、27 文字目から 31 文字目まで、51 文字目から 55 文字目まで、22 行目 48 文字目から 52 文字目まで、24 行目 27 文字目から 31 文字目まで、30 行目 9 文字目から 13 文字目まで、42 行目 30 文字目から 34 文字目まで、45 行目 9 文字目から 13 文字目まで、52 文字目から 57 文字目まで</li> <li>・ 16 頁目中、22 行目 11 文字目から 15 文字目まで、26 行目 9 文字目から 16 文字目まで、34 文字目から 43 文字目まで</li> <li>・ 17 頁目中、27 行目 22 文字目から 26 文字目まで、43 行目 24 文字目から 28 文字目まで</li> <li>・ 18 頁目中、6 行目 32 文字目から 36 文字目まで、15 行目 23 文字目から 27 文字目まで、29 行目 50 文字目から 54 文字目まで</li> <li>・ 19 頁目中、30 行目 22 文字目から 39 文字目まで、39 行目 20 文字目から 24 文字目まで、40 行目 6 文字目から 10 文字目まで、41 行目 4 文字目から 8 文字目まで、20 文字目から 46 文字目まで、42 行目 1 文字目から 7 文字目まで、23 文字目から 27 文字目まで、43 行目 9 文字目から 24 文字目まで、44 行目 6 文字目から 10 文字目まで、45 行目 7 文字目から 13 文字目、22 文字目から 31 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※体罰を行った教員が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 α-2&gt;</p>

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	非公開情報	条例適用条項	
α	H 文 書 ( 続 き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20 頁目中、4 行目 50 文字目から 53 文字目まで、9 行目 26 文字目から 29 文字目まで、11 行目 36 文字目から 39 文字目まで、19 行目 14 文字目から 40 文字目まで</li> <li>・ 21 頁目中、9 行目 15 文字目から 18 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 <small>(個人が識別される情報)</small> ※体罰を行った教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 α-2>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 6 項 16 行目 8 文字目から 17 行目 7 文字目まで、28 行目 3 文字目から 17 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目表中、第 2 欄第 6 項 5 行目 3 文字目から 16 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 2 欄第 6 項 12 行目 3 文字目から 13 行目 19 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目表中、第 2 欄第 6 項 31 行目 5 文字目から 9 文字目まで</li> <li>・ 10 頁目表中、第 2 欄第 6 項 19 行目 9 文字目から 20 行目まで</li> <li>・ 11 頁目表中、第 2 欄第 1 項 17 行目 5 文字目から 19 行目まで</li> <li>・ 16 頁目中、20 行目 57 文字目から 21 行目 18 文字目まで、29 文字目から 58 文字目まで、22 行目 60 文字目から 23 行目 20 文字目まで、28 行目 24 文字目から 29 行目まで、30 行目 7 文字目から 31 行目 1 文字目まで、32 行目 53 文字目から 33 行目 15 文字目まで、同行目 50 文字目から 34 行目まで、37 行目 5 文字目から 14 文字目まで、39 行目 9 文字目から 36 文字目まで、40 行目 36 文字目から 52 文字目まで、41 行目 5 文字目から 15 文字目まで、24 文字目から 32 文字目まで、同行目 40 文字目から 42 行目まで</li> <li>・ 18 頁目中、35 行目 12 文字目から 36 行目まで</li> <li>・ 19 頁目中、33 行目 16 文字目から 23 文字目まで、45 行目 47 文字目から 46 行目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 <small>(個人が識別される情報)</small> ※体罰を行った教員が識別される情報<実施機関の非公開区分 α-3>

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
β	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 頁目表中、第 4 欄第 3 項 2 行目から 3 行目まで</li> <li>・ 21 頁目中、14 行目 23 文字目から 39 文字目まで、16 行目 15 文字目から 31 文字目まで、18 行目 17 文字目から 33 文字目まで、20 行目 18 文字目から 33 文字目まで、24 行目 26 文字目から 29 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※関係教員が識別される情報 &lt;実施機関の非公開区分 β &gt;</p>
δ   1	<p>H 文書 (続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 頁目表中、次に掲げる各項目の内容 被害生徒の氏名、生年月日及び保護者の氏名</li> <li>・ 2 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 7 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 9 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 7 文字目まで</li> <li>・ 10 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 12 頁目表中、第 3 欄第 3 項 2 行目 3 文字目から 5 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 δ—1 &gt;</p>
δ   2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 頁目表中、第 2 欄第 6 項 1 行目 6 文字目から 2 行目 16 文字目まで、第 3 欄第 6 項 4 行目 19 文字目から 23 文字目まで、5 行目 9 文字目から 20 文字目まで</li> <li>・ 4 頁目表中、第 3 欄第 6 項 6 行目 5 文字目から 13 文字目まで、同行目 24 文字目から 7 行目まで</li> <li>・ 5 頁目表中、第 2 欄第 6 項 4 行目 18 文字目から 5 行目 16 文字目まで、第 3 欄第 6 項 5 行目 7 文字目から 19 文字目まで、6 行目 11 文字目から 21 文字目まで</li> <li>・ 6 頁目表中、第 3 欄第 6 項 4 行目 3 文字目から 12 文字目まで</li> <li>・ 9 頁目表中、第 3 欄第 6 項 4 行目 4 文字目から 13 文字目まで</li> </ul>	<p>第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報&lt;実施機関の非公開区分 δ—2 &gt;</p>

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
δ   2  H 文 書 ( 続 き )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11 頁目表中、第 3 欄第 1 項 10 行目 20 文字目から 11 行目まで</li> <li>・ 15 頁目中、4 行目 9 文字目から 16 文字目まで、34 文字目から 57 文字目まで、5 行目 18 文字目から 34 文字目まで、41 文字目から 54 文字目まで、7 行目 39 文字目から 8 行目 22 文字目まで、30 文字目から 41 文字目まで、10 行目 13 文字目から 29 文字目まで、34 文字目から 49 文字目まで</li> <li>・ 16 頁目中、10 行目 27 文字目から 40 文字目まで、11 行目 36 文字目から 41 文字目まで、12 行目 4 文字目から 18 文字目まで、13 行目 34 文字目から 50 文字目まで、27 行目 41 文字目から 57 文字目まで</li> <li>・ 17 頁目中、2 行目 55 文字目から 3 行目 9 文字目まで、4 行目 4 文字目から 13 文字目まで、24 文字目から 30 文字目まで、5 行目 30 文字目から 6 行目まで、8 行目 22 文字目から 33 文字目まで、35 文字目から 45 文字目まで、10 行目 4 文字目から 10 文字目まで、同行目 38 文字目から 11 行目 10 文字目まで、同行目 54 文字目から 12 行目まで、14 行目 14 文字目から 20 文字目まで、15 行目 20 文字目から 29 文字目まで、47 文字目から 55 文字目まで、16 行目 20 文字目から 29 文字目まで、39 文字目から 46 文字目まで、21 行目 22 文字目から 32 文字目まで、45 文字目から 57 文字目まで、22 行目 31 文字目から 42 文字目まで、24 行目 20 文字目から 30 文字目まで、36 文字目から 55 文字目まで、25 行目 4 文字目から 17 文字目まで、27 行目 31 文字目から 44 文字目まで、29 行目 22 文字目から 43 文字目まで、30 行目 2 文字目から 16 文字目まで、24 文字目から 36 文字目まで、31 行目 29 文字目から 38 文字目まで、32 行目 1 文字目から 20 文字目まで、34 行目 32 文字目から 43 文字目まで、36 行目 29 文字目から 47 文字目まで、37 行目 38 文字目から 55 文字目まで、38 行目 32 文字目から 51 文字目まで、39 行目 5 文字目から 18 文字目まで、42 行目 19 文字目から 40 文字目まで、同行目 55 文字目から 43 行目 14 文字目まで、35 文字目から 56 文字目まで</li> <li>・ 18 頁目中、24 行目 35 文字目から 53 文字目まで</li> </ul>	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情報) ※被害を受けた児童生徒又は保護者が識別される情報<実施機関の非公開区分 δ-2>



別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	条例適用条項
δ   3	H 文 書 ( 続 き )  ・ 19 頁目中、31 行目 57 文字目から 59 文字目まで、 32 行目 28 文字目から 30 文字目まで	第 5 条第 1 号 (個人が識別される情 報) ※体罰を行っ た教員が識別さ れる情報<実施 機関の非公開区 分 α - 2 >

別表 3

公開すべき非公開情報一覧			
文書区分	該当情報	備考	
α	A 文書	・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる各項目の内容 体罰を行った教員の年齢及び校務分掌	<実施機関の非 公開区分 α-1 >
		・ 5 頁目中、9 行目 8 文字目から 12 文字目まで	<実施機関の非 公開区分 α-3 >
γ		・ 7 頁目中、19 行目 1 文字目から 18 文字目まで ・ 9 頁目中、8 行目 29 文字目から 9 行目まで、11 行目 23 文字目から 34 文字目まで、12 行目 4 文字目 から 15 文字目まで、13 行目 22 文字目から 43 文字 目まで、15 行目 6 文字目から 16 文字目まで、20 行 目 27 文字目から 45 文字目まで、23 行目 4 文字目か ら 21 文字目まで	<実施機関の非 公開区分 γ>
α	B 文書	・ 3 頁目中、5 行目 24 文字目から 26 文字目まで ・ 5 頁目中、38 行目 34 文字目から 36 文字目まで	<実施機関の非 公開区分 α-2 >
γ		・ 6 頁目中、13 行目 21 文字目から 37 文字目まで、 18 行目 34 文字目から 40 文字目まで、19 行目 4 文字 目から 41 文字目まで、31 行目 15 文字目から 31 文 字目まで、36 行目 ・ 7 頁目中、13 行目 33 文字目から 40 文字目まで	<実施機関の非 公開区分 γ>
α	C 文書	・ 1 頁目表中、次に掲げる項目の内容 体罰を行った教員の年齢	<実施機関の非 公開区分 α-1 >
γ		・ 16 頁目中、20 行目 36 文字目から 22 行目 3 文字目 まで、19 文字目から 34 文字目まで、28 行目 2 文字 目から 29 行目まで	<実施機関の非 公開区分 γ>
α	D 文書	・ 1 頁目表中、次に掲げる各項目の内容 体罰を行った教員の年齢及び校務分掌	<実施機関の非 公開区分 α-1 >
		・ 12 頁目中、25 行目 25 文字目から 34 文字目まで ・ 14 頁目中、17 行目 1 文字目から 9 文字目まで、 18 行目 38 文字目から 19 行目 2 文字目まで	<実施機関の非 公開区分 α-2 >
γ		・ 13 頁目中、36 行目 24 文字目から 39 文字目まで ・ 14 頁目中、19 行目 41 文字目から 20 行目まで、28 行目 5 文字目から 29 文字目まで、29 行目 38 文字目 から 30 行目 17 文字目まで、31 行目 12 文字目から 31 文字目まで、39 行目 18 文字目から 30 文字目まで	<実施機関の非 公開区分 γ>

別表 3 &lt; 続き &gt;

公開すべき非公開情報一覧			
文書区分	該当情報	備考	
α	E 文書	・ 5 頁目中、16 行目 19 文字目から 20 文字目まで、 25 行目 1 文字目から 6 文字目まで、29 文字目から 36 文字目まで	< 実施機関の非 公開区分 α-2 >
		・ 5 頁目 26 行目 7 文字目から 18 文字目まで、35 行 目 27 文字目から 36 文字目まで ・ 6 頁目 3 行目 36 文字目から 4 行目まで	< 実施機関の非 公開区分 γ >
		・ 4 頁目中、24 行目 27 文字目から 31 文字目まで	< 実施機関の非 公開区分 δ-2 >
α	F 文書	・ 1 頁目上段の表中、次に掲げる項目の内容 体罰を行った教員の担当学年	< 実施機関の非 公開区分 α-1 >
		・ 4 頁目中、32 行目 2 文字目から 31 文字目まで、 33 行目 20 文字目から 25 文字目まで	< 実施機関の非 公開区分 γ >
α	G 文書	・ 1 頁目中、9 行目 17 文字目から 21 文字目まで (※収受印については、行、文字として数えない) ・ 3 頁目中、4 行目 2 文字目から 3 文字目まで ・ 4 頁目中、4 行目 21 文字目から 28 文字目まで	< 実施機関の非 公開区分 α-2 >
		・ 5 頁目中、36 行目 44 文字目から 37 行目 5 文字目 まで、38 行目 4 文字目から 22 文字目まで ・ 6 頁目中、6 行目 5 文字目から 12 文字目まで	< 実施機関の非 公開区分 γ >
		・ 4 頁目中、12 行目 19 文字目から 27 文字目まで、 40 文字目から 46 文字目まで、14 行目 13 文字目から 19 文字目まで	< 実施機関の非 公開区分 δ-2 >
α	H 文書	・ 1 頁目表中、次に掲げる項目の内容 体罰等を行った教員の年齢	< 実施機関の非 公開区分 α-1 >
		・ 17 頁目中、31 行目 47 文字目から 50 文字目まで ・ 19 頁目中、40 行目 14 文字目から 16 文字目まで、 25 文字目から 28 文字目まで、39 文字目から 43 文字 目まで	< 実施機関の非 公開区分 α-2 >

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧			
文書区分	該当情報	備考	
γ	H 文 書 ( 続 き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18 頁目中、7 行目 39 文字目から 8 行目 10 文字目まで、12 行目 60 文字目から 13 行目 21 文字目まで、同行目 55 文字目から 14 行目まで、18 行目 37 文字目から 41 文字目まで、同行目 50 文字目から 19 行目 42 文字目まで、21 行目 14 文字目から 25 文字目まで、同行目 31 文字目から 22 行目まで、25 行目 19 文字目から 38 文字目まで、32 行目 3 文字目から 10 文字目まで、33 行目 19 文字目から 37 文字目まで、37 行目 47 文字目から 38 行目 10 文字目まで、18 文字目から 40 文字目まで</li> </ul>	< 実施機関の非公開区分 γ >
δ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14 頁目中、22 行目 33 文字目から 39 文字目まで</li> </ul>	< 実施機関の非公開区分 δ－2 >

備考 1 : 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである（特段の指示がない限り、表中の記載事項は行数として数えない）。

備考 2 : 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 12 月 21 日	○ 諮問
平成 30 年 5 月 29 日 (第 184 回部会)	○ 審議
6 月 26 日 (第 185 回部会)	○ 審議
7 月 13 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
7 月 23 日 (第 186 回部会)	○ 審議
9 月 26 日 (第 188 回部会)	○ 審議
11 月 28 日 (第 190 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（平成 31 年 2 月 5 日現在）（五十音順）